

同時代史学会 News Letter

第 45 号 (2025 年 4 月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

- ・ [告知：同時代史学会・第 53 回定例研究会](#)
- ・ [告知：第 1 回同時代史学会賞について](#)
- ・ [研究大会の記録：2024 年度大会 自由論題報告、全体会](#)
- ・ [編集後記](#)

【告知】第 53 回定例研究会のお知らせ

■ 同時代史学会・第 53 回定例研究会
院生・若手自由論題報告会

日時：2025 年 7 月 12 日（土）

会場：二松学舎大学

詳細は同時代史学会電子メールニュースおよび同時代史学会 Web サイトにてお知らせします。

【告知】第 1 回同時代史学会賞について

同時代史学会では、2024 年 12 月 7 日の総会で、同時代史学会学会賞を創設しました。さっそく第 1 回同時代史学会賞を募集しますので、奮ってご推薦ください。

応募要項

推薦期間：2025 年 4 月 1 日～2025 年 7 月 31 日

対象者：当該作品公表時に 40 歳未満の本学会会員

対象：2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに刊行された著書または『同時代史研究』掲載論文

推薦者：本学会会員（他薦のみ）

推薦方法：指定の推薦書フォーマットに必要事項を記入の上、下記の電子メールアドレス宛に提出

推薦書フォーマット：同時代史学会 HP (<https://www.doujidaishi.org>) よりダウンロードしてください。

提出先：doujidai-award@doujidaishi.org

表彰内容

受賞者には以下の賞が授与されます。

最優秀賞：賞状および研究奨励金 10 万円

優秀賞：賞状および研究奨励金 5 万円

発表および授賞式

受賞者の発表は 2025 年 11 月 1 日に同時代史学会 HP にて行います。

授賞式は 2025 年 12 月 6 日の同時代史学会総会にて実施いたします。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、学会事務局 (info@doujidaishi.org) までお問い合わせください。

皆様のご推薦を心よりお待ちしております。

2024 年度大会

自由論題報告、 全体会「空襲／空爆とその記憶の同時代史」

日時 2024 年 12 月 7 日（土）10:00～17:30

場所 駒澤大学駒沢キャンパス 3 号館

〈自由論題報告〉10:00～12:00

[松元実環「戦後日本の「性教育」論」](#)

[蓬田優人「戦後右翼陣営における「大同団結」とその結実](#)

[－「救国国民総連合」に焦点を当てて－](#)

[梶 大也「《赤とんぼ》を歌うことの表象－1950 年代～1960 年前半の映画を中心に－」](#)

[長島祐基「部落問題はいかに上演されたか](#)

[－1960 年代前半の『差別』上演活動を中心として－](#)

[廣野量子「暴力の「後」を生きること－元日本軍「慰安婦」裴奉奇のつぶやきについて－」](#)

[座間味希呼「開拓地を開発する－1950 年代沖縄の農村開発構想の検討－」](#)

[谷口綾美「2001 年「新しい歴史教科書をつくる会」教科書の検定通過に関する日韓の反応」](#)

[多谷洋平「江藤淳の「検閲影響論」と 1980 年代後半の言論空間](#)

[－日米経済摩擦と「閉された言語空間」をめぐって－](#)

[大槻和也「1980 年代中盤における梶村秀樹による「二重の課題」論の深化](#)

[－指紋押捺拒否運動からの触発－](#)

〈総会〉12:30～13:10

〈全体会〉13:30～17:30

「空襲／空爆とその記憶の同時代史」

研究報告

[全体会趣旨文](#)

〈報告〉

[長志珠絵「大会報告「防空と銃後」の主旨をめぐって」](#)

[千地健太「東京大空襲における朝鮮人の空襲被害－実態、証言、展示－」](#)

〈コメント〉

[田中利幸](#)

[伊香俊哉](#)

大会参加記

[服部輝久](#)

[中森柚子](#)

戦後日本の「性教育」論

松元実環（神戸大学大学院国際文化学研究科博士後期課程）

本研究は、戦後日本における「性教育」として実施された「純潔教育」を中心に、従来の研究が明らかにしてきた女性の身体を中心とした戦後性教育史を踏まえ、特に男性の私的（性的）身体に着目することで、戦後日本の「性」に関する教育をより体系的に捉えようとするものと位置付けられる。

戦後初期の日本における「性」についての研究蓄積としては、1980 年代以降、女性史としての関心から「性」の売買と人権侵害について、その歴史性を問う研究が蓄積されてきた。しかし、同時期には新たに「純潔教育」といった用語が登場するなど、性教育が政策として問題となるものの、性売買と性教育とをめぐると論点を整理し、整合的にとらえた研究は多くないのが現状である。また、一方で、2000 年代前後から、身体史の視座を持つ研究も登場し、近年ではセクシュアリティ研究も盛んであるが、戦後初期の「性」をめぐると議論への関心も含め、女性の身体が中心となったままであることが指摘される。しかし、現代史研究としては、男性の身体についても研究が進んでいる。このような性売買と性教育が分離した、さらに女性の身体中心の研究状況を踏まえながら、特に戦後初期に注目し、「性」に関する教育的言説について、当時の資料を広く参照することで、より多角的に捉えることを目的とした。

本報告は、2 部構成とした。第 1 部「「純潔教育」をめぐって」では、①戦後日本の「性教育」概論：純潔教育を中心に、②日本基督教婦人矯風会（その他廃娼運動家を含む）の戦後、③「保健体育」における純潔教育・性教育、の 3 つの視点から、「純潔教育」の展開を整理した。

第 1 部では、先行研究を踏まえつつ、戦後日本の「性」に関する教育について、関連資料の整理をおこなった。従来の研究が参照してきた、1967 年に文部省社会教育局によって作成された『社会教育における純潔教育の概況』を中心とした資料の再読から、当時、複数のアクターが戦後の「性」に関する教育に関心を持ち、さまざまな領域で議論されたことが明らかになった。

これを踏まえて、当初、風俗対策として開始した「純潔教育」が管轄省庁の移行等の影響を受け、社会教育、学校教育へと展開していく様子を整理した。また、この内部において、さまざまなアクターが「純潔教育」に思想を反映させようと動いたことに着目し、日本基督教婦人矯風会を中心とした廃娼運動の関係者、学校保健体育科、性科学領域における資料から、それぞれの対象と目的について検討をおこなった。これによって、文部省純潔教育委員会委員の刊行物を、廃娼の担い手も含めて「性」・「性」をめぐると言説として分析することで、戦後初期のせめぎあう「性」言説空間のなかに性教育論としての「純潔教育」を位置づけた。

第 2 部「「純潔教育」と男性身体」では、第 1 部「「純潔教育」をめぐって」において明らかになった「純潔教育」の変遷のなかで、特に男子・男性に向けた言説に着目する必要性に

ついて指摘した。従来の研究で示されてきたものより、さらに広い射程で「性」に関する教育・「啓蒙」的な言説を検討するために、①青少年への「純潔教育」、②性科学領域における男性身体、の2項目について報告をおこなった。

第1部を通して明らかになった戦後のせめぎ合う「性」に関する教育・「啓蒙」について、さまざまなアクターがそれぞれ主対象として誰・何を想定しているかについて、詳細に見ていくと、従来の研究によって明らかにされてきた女子・女性という対象に加えて、男子・男性を対象とする言説の存在が明らかになった。その中でも特に、「性科学領域」と定義可能な領域（産婦人科、泌尿器科等）におけるこれらの言説の多さに着目し、詳細に検討をおこなった。

まず、彼らが「青少年」という対象に呼びかけていることに着目し、性科学領域において想定される「青少年」とは誰か、という問いに基づき、資料として、当時刊行された雑誌『青年心理』を用いて検討をおこなった。その結果、主に「新制中学校の年齢の男子」を対象としたことが明らかになった。この対象設定は非常に戦後的であると言える。

また、当時、性科学領域において、男子・男性を主たる対象とした議論をおこなった人物として、産婦人科医学博士安藤画一、泌尿器科医学博士市川篤二、理学博士で、性科学者として知られる朝山新一、理学博士沼野井春雄を取り上げ、著書を参照し、彼らの「純潔教育」論について検討をおこなった。その結果、純潔教育に政策提言等で関わる性科学者たちの共通認識としての新たな課題意識として、当時、「性病」罹患等の戦後的な「性」に関する問題が考えられていたこと、そして課題としての男子への「性」に関する教育や「啓蒙」が設定されたこと、また、この背景としては、「女性の積極性が昂められて来たこと」（沼野井春雄『性教育の理論と実際』黎明書房、1949年）により、「無恥な女達」によって脅かされる子供（特に男子）の「性」という共通の問題意識が持たれていたことがわかった。このような問題意識に基づいて、戦後、性科学領域では、「性」に関する教育・「啓蒙」の対象として男子の身体が見出されたこと、また、学校教育という公教育において「性」に関する教育を行うべきであるという点が共有されていることも大きな特徴である。

さらに、これらの議論の延長線上において、「家庭」や「家族」を対象に異性愛による「適正な人口増」が課題となっていく様にも着目した。資料として用いた雑誌『性問題の研究』は、日本性学会によって刊行されたものであるが、学会名簿には、前述した安藤や朝山の名前があるのに加えて、厚生省人口問題研究所の関係者も名を連ねている。雑誌の検討から、性科学者や人口学の専門家らなど、当時優生学の影響下にあった人々から、夫婦の「性」が関心の対象とされ、夫の「性」の「啓蒙」も目的とされたことを明らかにした。これらは、「家族計画」関連の議論において頻繁に登場する言説であり、例えば、階層や職業の差も意識しているような広い射程で男性を対象とした「啓蒙」的な言説が見られた。内容としては、「新制中学校の年齢の男子」を対象としたものと比較して、より生殖に関心を持つものであったことが明らかになった。また、この普及に有用な手段として「映画」などのメディアが関心を集めたこと、指導者用の資料等も複数残っており、今後これらについてさらに詳細に分析を行う必要性についても指摘した。

以上から、次のような結論を示した。

まず、「純潔教育」とは、戦後初期の日本における「性」に関する初の公的な教育として開

始され、これは内務省を出発点とし、文部省を中心に展開してきたとされている。しかし、同時代の資料を見ていくと、従来参照されてきた資料以外にも、さまざまな領域で関連の議論が展開されていることがわかる。当時、新たな取り組みとして開始した「性」に関する教育である「純潔教育」は、「純潔」の定義等についてすら明確に示されていないまま、行政用語として設定され、一人歩きした用語であった可能性が高い。そこで、当時「性」に関する教育を通して周知したい思想や目的があった者たちが、それぞれの「性」に関する思想を「純潔教育」に反映させようとした。その結果、定義づけが迷走し、目的が曖昧なままで、戦後の「純潔教育」、あるいは「性教育」は展開されることとなったのである。

また、このような状況が、当時のアクターはもちろん、後年の研究においても戦後日本の「純潔教育」を中心とする「性」に関する教育の全体像を体系的に把握しにくいものとしていたと考えられる。

次に、戦後初期における「性」に関する教育的言説は、先行研究が明らかにしてきた「女子・女性に向けて性道徳を強調する」内容に加えて、新たに男子・男性に向けて「性病」の予防を喚起し、具体的には「買春」をさせないように指導する教育・「啓蒙」的言説が存在したことを明らかにした。このような対象と目標は、特に性科学領域で共有される認識であったようだ。

戦後、公娼廃止が行われた一方で、赤線が発生し、加えて、男性は買春の習慣が依然残っている状況で、これまでも性教育を施されてきた女子・女性に比べて男子・男性はあまりにも無防備であると見做され、これを「性病」から守ることが、性科学者たちの新たな目的となったのだと考えられる。また、性科学領域において「性」の教育・「啓蒙」が目指される際は、特に男性の中での階層が意識されていたことも重要である。

このような教育・「啓蒙」の対象と目的が設定された理由については、今後さらに詳細な検討が必要であるが、ここまでの言説検討から、次世代の「第一国民」であり、またさらに次の世代を作る役割を果たすべき身体、つまり「産ませる身体」として、戦後初期の日本において、性的な男性身体が新たに見出されたということを、本研究の重要な指摘として示した。

戦後右翼陣営における「大同団結」とその結実

－「救国国民総連合」に焦点を当てて－

蓬田優人（東北大学大学院文学研究科博士後期課程）

ある共通の目的を達成するための組織を結集させ、またそれを通じ勢力の拡充を図るという意味での「大同団結」は、占領期における追放が解除された1950年代の右翼陣営においても志向された。共産党をはじめとする左派陣営に対抗するようにして構想・提唱された「団結」への動きは、1954年における「救国国民総連合」（以下「総連合」）の結成に繋がった。だが、右翼陣営の「戦線統一」を通し「政党化」「単一団体化」を目指した総連合は、当時の右翼陣営内における有力団体が合流しなかった等の要因により、堀幸雄の言うように「開店休業状態」に陥った（堀幸雄『増補 戦後の右翼勢力』勁草書房、1993年）。実質的には機能不全にあったという点こそ、総連合がこれまでの研究で取り上げられなかった所以だと言

い得る反面、当時の右翼陣営における団結志向の一つの結実であることも否めない。そのように捉えた上で、総連合を基軸としてその発足以前、発足、発足以後という時期区分を設け、右翼陣営内における「大同団結」の動向について見たのが本報告である。戦後の新たな動きとしてそれはどのように構想・提唱され、あるいは批判されたのか、また、結果的にそれにより何をもたらしたのかに関しても、報告では考察を加えた。

はじめに、総連合発足以前の時期に戦後の右翼陣営の結集を呼びかけ、運動の新たな姿を模索した人物として、津久井龍雄（1901～89年）を取り上げた。戦前は国家社会主義の思想家・運動家として活動していた彼は、戦後は大川周明（1886～1957年）を中心に新旧の世代を結びつける「東風会」に関わることで陣営の「大同団結」を図った存在である（猪野健治『日本の右翼』ちくま文庫、2005年）。

そもそも、将来展開されるべき「愛国運動」について津久井は、武力的色彩が強く出た戦前への反省の上に、「道義」「道徳」の方向性に重点を置くことを唱えた（津久井龍雄「愛国心と愛国運動」『日本及日本人』2月号、1952年）。しかし一方で、主張において共通点を見出せずにある右翼陣営の現状に対しても、彼は批判的であった。巷間で「右翼の台頭」が取り沙汰される反面、一つの問題に対する見解が各々で異なり、「右翼の本領のいずこに存するやを疑わしめるものがある」という言葉を投げかけるように、「台頭」と呼ばれるのに比して具体的進展が伴っていないというのが、当時の津久井の見解であった（津久井龍雄「右翼運動は何を目指すか：その現状と批判」『政界往来』2月号、1952年）。運動の新たな姿を模索していた中で彼が提唱し、また期待したのは、運動全体が「共通の大道」のもとに集まることで「右翼的愛国的大勢力の実現」へと繋がることであった（前掲「右翼運動は何を目指すか」）。そして、その実現に向けた「推進力」が出現しつつあるのが現在であり、左派勢力に対抗し得る勢力が将来的には実現し得るという「期待」も、津久井は可能性として捉えていた（津久井龍雄「左翼の攻勢と右翼」、『経済往来』6月号、1952年）。これに関しては、東風会もまたその念頭に置かれていたようにも推測できる。つまり、戦前的な形から脱却した新たな運動が求められると同時に、現下は共通する点を見出し得ない状況にあるが、いずれ大きな勢力が出現するに至るという希望を津久井はかけていたということを、当時の彼の著作からは窺える。

だが、以上のような津久井の目論見とは別に、総連合結成に向けた取り組みは始動し、それと同時期に東風会の活動は終結する。総連合誕生直前の時期、結成の前段階の組織である「維新運動協議会」の委員に選出された津久井は、「大同団結」と呼ばれるそこには一体性が見出せないという批判を投げかけている（津久井龍雄「右翼は何を考えているか」、『出版ニュース』4月上旬号、1954年）。そこからは、自身および東風会を差し置いた組織に対して彼が抱いた印象を見て取れる。

総連合に結実する「大同団結」の動向に対して、批判的な見解を抱く人間は、津久井の他にもいた。大東塾を率いた影山正治（1910～79年）である。「昭和維新」を掲げ、神兵隊事件や七・五事件等のクーデター計画の中心にいた影山は戦後、天皇制の打倒を目指す「朝敵」としての共産党に対する警戒感を露わにしていた（影山正治「赤色武装攻勢の危機迫る：朝敵討伐の戦備を固めよ」、『道の友』39号、1951年）。しかし一方で、総連合へと向かう「大同団結」の流れにも消極的な姿勢をとった。その理由について、機関紙『道の友』に彼が寄

せた論説を通じて、2つの理由が挙げられる。

まず彼にとって、右派勢力が結集して「戦線統一」「大同団結」に至るには、何よりも各々の団体の「純化向上」「充実拡大」という前提があり、上からの指示・管理という「統制主義」によっては、各々の特性を活用できないという危惧があった（影山正治「大同団結への根基」、『道の友』57号、1953年）。

加えて、運動における「量」と「質」に対して、影山は問題とする。「大同団結」の動きに際しての一傾向としての「量主義的偏重」、つまり、陣営の集結による勢力・規模の拡大という点に触れ、政党を目指す総連合が選挙活動を行う場合、（国民からの支持を意識するために）その主張は表面的・物質的な内容となり、重要な問題の解決には至らないという危惧を、彼は抱いた。またそのような状態では、教育や修行という「質」は安易に否定される恐れもあり、「張子の虎」「より激しい分裂への時限爆弾」とも形容される組織に結果的には化すと唱えた。要するに、「質」によって「量」（活動規模）が支えられている共産党と対抗する上では不十分であり、規模を広げたとしても個々の組織の弱体化・低調化によって、「大同団結」は結局無意味に終わるという危惧が、影山にはあった（影山正治「維新運動に於ける質量の問題」、『道の友』60号、1953年）。

以上のような理由から影山は、そして彼が率いた大東塾および不二歌道会は、総連合への合流を見送ることとなったのである。

さて、組織・運動としては不十分な形に潰えた総連合ではあるものの、その意義は皆無であったとは実は言い難い。そのことを説明するために、本報告では毛呂清輝（1913～78年）が主幹を務めた機関誌『新勢力』について最後に取り上げた。

戦前の『維新公論』や、戦後の『共通の広場』といった雑誌の編集に携わるとともに、総連合結成の動向にも関与した毛呂だが、総連合が機能不全に陥った後の彼が編集を担ったのが『新勢力』という機関誌であった。同誌は当初、総連合の準機関誌として創刊されたが、やがてその位置から離れて発行が続けられた。そして、主幹となった毛呂は同誌に数多の論客を呼びよせた。その中には本報告が取り上げた津久井や影山の他、『神社新報』主幹の葦津珍彦（1909～92年）や、後年には鈴木邦男（1943～2023年）等も加わることとなる。

「右翼における『中央公論』のような存在」と鈴木がかつて述べたように（鈴木邦男『右翼は言論の敵か』ちくま新書、2009年）、戦前から戦後にかけての右翼陣営の代表的・牽引的存在が集結したこの点がこの機関誌の特色であり、別言すれば、新旧右派の論者に言論の場を提供したというところに、総連合とその「大同団結」の水脈が結び付いたとも考えられるのである。

総連合という組織を基軸とした本報告を通じて、「大同団結」の語に表される陣営・勢力の結集が、1950年代前半の右翼陣営内部では一つの課題として浮上し、模索された反面で批判されたことを明らかにした。その上で、総連合の機能自体は不全に陥ったものの、その発足がその後『新勢力』という言論（メディア）の方面に繋がり、その意味において「大同団結」の意義があったというようにも考えられるのである。

最後に、右翼陣営における「大同団結」、あるいは統一的組織への模索という話題に関して言えば、総連合の挫折の後には「全日本愛国者団体会議」（「全愛会議」）が1959年に結成されたが、両組織間にある質的変容（特に「民主主義」に対する組織の姿勢）については、今

後の課題となると考えられる。そのように指摘した上で、報告を終了した。

《赤とんぼ》を歌うことの表象 －1950年代～1960年前半の映画を中心に－

梶 大也（九州大学大学院芸術工学府博士後期課程）

はじめに

本報告の目的は、戦後約20年間における《赤とんぼ》（1927年作曲）に関する表象の一端を明らかにすることである。そのために二部構成で報告を行った。第一に、博士研究全体に係る問題意識、第二に映画の分析である。

1. 問題意識

報告者は現在、戦後社会における山田耕筰の人物像と作品の受容について研究している。山田耕筰は一般的に《赤とんぼ》、《この道》などの童謡の作曲者として知られる。実際には管弦楽団の結成と運営、舞踊など他ジャンルとの協働、著述活動など幅広い領域から日本の西洋音楽受容の基礎を築いた。他方、アジア・太平洋戦争期での業界の一元化団体の要職を務め、軍歌の作曲も行なったことなどから、戦後は音楽評論家の山根銀二から「典型的な戦争犯罪人」と批判された。こうした議論では基本的に何をしたかが重視され、どうしてそうだったかはさほど顧みられない。そこで報告者は過去に『山田耕筰著作全集』から音楽に関する運動家、思想家として山田を捉える研究を行った〔拙稿2017・拙稿2021a〕。

その頃、『時代を楽譜に刻んだ男 山田耕筰』（NHK、2015年）が放送された。同番組はどうしてそうだったかという点について、音楽の有用性を訴えることで音楽を守ったと説明した。しかし、少しでも山田の言説に基づいて判断するならばこれは実証的でない。山田は「国家が故あって戦端を開始した以上、それに協力するのが国民の務めであると信じて」いた一方、「私を追放の憂目に遭わせようとして、色々な手が打たれた」ことが「特に不快でならなかった」と回想しているためである〔後藤・團・遠山2001、p.633〕。

それでも、この番組の内容から敷衍された「守る」という主題は他の媒体でも繰り返された。例えば『朝日新聞』の記事は山田が自らを「捨て石」とした「静かな覚悟」に触れた〔吉田2016〕。同じ見解は歴史系の二次創作にも見て取れる〔Mozz. 2019〕。北原白秋を主人公に据えた『この道』（佐々部清監督、2022年）は「音楽で生き残っていく」ために、つまり自分の身を守るために「協力」に至ったと説明した。

他方、同番組のアクチュアリティに触れておく必要もある。この番組の山田が何から音楽を守ったかという点、戦争という緊急事態下における不要論である。同番組の放映時期は音楽でいえば大阪における助成金のカットの後、大学でいえば国立大学におけるいわゆる「文系学部廃止」論発生〔吉見2016〕の少し前であった。この番組が山田耕筰を実証的に描いたかといえはそうではないが、放映時期の風潮を戦時に重ね、これを山田に語らしめたという点で非常にアクチュアルな番組であった。

以上から報告者の興味関心は、山田を受け入れてきた、あるいは受け入れる土壌を作った

戦後社会の方に移り、研究対象には戦後社会で山田を語ってきた「われわれ」が加わった。また、1965年に没した山田は敗戦後20年を生きており、この点も踏まえることで従来の山田耕筰研究が対象としてこなかった戦後も視野に入れることができる。本報告は、標記の時期における《赤とんぼ》を歌うことの表象に主眼を置いたものである。以下、対象時期の設定基準と当時の楽曲の位置づけを確認した上で4本の映画を検討する。

2. 対象時期の設定基準と当時の位置づけ

(1) 時期区分

本報告では標記の時期区分を二つの観点から行った。第一に作曲者の観点である。山田は1965年12月29日に没し、これを報じた新聞記事は《赤とんぼ》の作曲者として彼を説明した。また翌年には、葬儀の祭壇には同曲の楽譜が花によって描かれ、演奏されもした。第二に映画における表象の観点である。映画における用法を見た時に転換点となるのが、台湾からの引き揚げをテーマに《赤とんぼ》で大日本帝国の記憶を示した『星のフラメンコ』（森永健次郎監督、1966年）である〔拙稿 2021b〕。以上の理由から山田の没時をひとつの区切りとした。

(2) 教科書

《赤とんぼ》が教科書に初めて掲載されたのは1947年、文部省による小学5年生の教科書であった。学習指導要領には「豊かな表情を持つ教材」であり、「不健康な表情を付けることは避けなければならない」と記されている。また、教科書掲載楽曲に係る目録を確認すると、早い時期からどの学制でも掲載されていたことが分かる〔日外アソシエーツ 2011、p.798〕。

(3) うたごえ運動

特に1950年代後半のうたごえ運動と《赤とんぼ》はしばしば関わりを持った。第一に、砂川闘争、特に「流血の砂川」で同曲が歌われたためか、1956年の同祭典以降のべ6回歌われた。第二に、1956年および1957年に法政大学心理学研究室によって行われた「日本のうたごえ」祭典での調査である。この調査で《赤とんぼ》は《しあわせの歌》に付随する楽曲として扱われた〔乾・渋谷 1960、p.85・90〕。第三に歌集である。この運動の代表的な歌集である『青年歌集』では第2篇に掲載され、別の歌集では「日本人の気持に実にぴったりした名曲」〔戸田 1956、p.85〕と説明された。

3. 映画における《赤とんぼ》を歌うことの表象

(1) 『少年死刑囚』（吉村廉監督、1955年）

この映画において《赤とんぼ》は2つのシーンで歌われた。一つは主人公の隣室の死刑囚がラジオに合わせて「センチな声」で歌った。いま一つは主人公の死刑執行の前日、幼馴染が主人公の求めに応じて歌った。主人公は特殊な家庭環境に育ち、犯罪を繰り返す、周囲との共同性を築けなかった人物として設定された。これは淡々と過去を振り返る原作に対して、やや感傷的な、同情を誘うような変更である。これについて制作陣は「家庭的環境やまた社会的時代的環境も考慮に入れ」、「同胞としての愛が必要ではな」いかと映画のパンフレットに記した。これに鑑みれば、《赤とんぼ》は劇中で単なる「センチ」さの発露に加え、最期の

別れに至って主人公が幼馴染との間に「同胞」としての共同性を取り戻す重要な契機として存在したといえる。

(2)『ここに泉あり』(今井正監督、1955年)

群馬でのオーケストラ活動を主題としたこの映画で、《赤とんぼ》は楽団の解散を決意して最後の演奏機会となる山奥の分教場での音楽教室で歌われた。「最後に、皆さんが習ってよく知っておられる歌を、オーケストラの伴奏と一緒に歌ってお別れしましょう」と促す形で演奏が始まる。家路につく団員達のなかでマネージャーが、「山奥の分教場へ帰って行くんだ。もう生のオーケストラを、きくことは一生のうち二度とないだろうって先生が云ってた…みんな炭焼か木樵で一生を終るんだ…」と呟く。『ここに泉あり』において、《赤とんぼ》はオーケストラの生演奏を聞くことが「一生のうち二度とない」子どもたちでも知っている歌であった。

(3)『やくざ先生』(松尾昭典監督、1960年)

石原裕次郎が主演を務めたこの映画で《赤とんぼ》は一度だけ歌われた。主人公は自らが育った孤児や非行少年を集めた施設に元やくざの音楽教師として赴任した。子どもたちを世話するなかで主人公は彼らの信頼を得ていく。そんななか、ある少年が施設から脱走した。主人公は彼に追いつくと、少年は父を戦争で、母を広島原爆で亡くしたという身の上を語る。一通り話し終わると、主人公は「帰ろう!」と言い、二人で並んで歩きながら《赤とんぼ》を歌う。脚本のト書きには「どちらからともなく唄い始める」とある。

(4)『タヤけ小やけの赤とんぼ』(島耕二監督、1961年)

不良少女と混血児が障害のある子どもたちのために演奏会を開こうと奮闘するこの映画は、《赤とんぼ》の歌詞がそのままタイトルになっている。母親の再婚がきっかけで不良少女になったヨシ子、混血児の少年ノボルは盲目の少年ヴァイオリン奏者である進とふとしたことから交流するようになる。盲学校の先生から障害のある子どもたちに生演奏を聴く機会を作りたいが費用面から難しいと聞かされ、ヨシ子は「タヤけ小やけの赤とんぼ」の作曲者である山田に直接かけあう。また、公開に際して《赤とんぼ》は「日本人のだれもがこどものときからしたしんできた」楽曲として説明された。

以上の事例を見るに、対象時期の現実世界で《赤とんぼ》を歌うことは音楽の品位や政治運動、懐かしさと密接に関わる行為であった。同じく映画では、少年死刑囚から障害のある子どもまで多様な主体を包摂するものとして存在したといえる。しかもこの時、同曲は誰もが自然と歌えるものであった。

《参考文献》

- 乾孝・渋谷修編著 1960『にっぽんの歌 しあわせの歌』東京：淡路書房新社
- 梶大也 2017「山田耕筰の理念：『山田耕筰著作全集』をつうじた再検討」、『七隈史学』第19号、pp.127~143
- 2021a「騒音と「法悦境」のあいだに：山田耕筰の音と耳」、細川周平編著『音と耳から考える：歴史・身体・テクノロジー』東京：アルテスパブリッシング、pp.166~170
- 2021b「「赤とんぼ」は戦後の空に翔ぶ：史実と「物語」の間」、『歴史地理教育』第927号、pp.115~119

戸田邦雄監修 1956『世界青年歌曲集：合唱』東京：ダヴィッド社
日外アソシエーツ編 2011『音楽教科書掲載作品 10000：歌い継がれる名曲案内』東京：
日外アソシエーツ
Mozz. 2019『遠い日のような今日』不明：Mozz.
山田耕筰 1955「不随七年と闘う：鳩山首相に捧ぐ」、『文芸春秋』第33巻7号、pp.240
～245 [後藤暢子・團伊玖磨・遠山一行編 2001『山田耕筰著作全集3』東京：岩波書
店、pp.631～637]
吉田純子 2016「日本語のオペラ創作、夢見て」、『朝日新聞』2016年1月18日朝刊、
p.35
吉見俊哉 2016『「文系学部廃止」の衝撃』東京：集英社

部落問題はいかに上演されたか ー1960年代前半の『差別』上演活動を中心としてー

長島祐基（早稲田大学先端社会科学研究所助教）

本報告では1962年に結成された大阪の地域劇団の一つである劇団未来とその前身となつた大阪演劇教室研究会の上演活動を対象とする。劇団未来は旗あげ公演で部落問題を扱った『差別』を上演し、同作は東京や大阪近郊で上演された。本報告では部落問題を扱った戯曲が執筆、上演され、観客から評価される過程を分析した。分析を通じて担い手の認識変化や労働者が演劇を通じて地域の社会問題を訴える活動が持つ難しさ、「職場を描く」という1950年代に主流だった職場演劇の理念と部落問題という地域の課題の関係を明らかにした。

社会運動研究では社会運動の文化的側面に関する研究(1)がある一方で、文化作品を作る過程（芸術実践面）の蓄積は薄い。こうした面を扱って来た文化運動研究では近年、戦後のサークル運動の研究(2)が進められ、演劇でも労働組合を基盤とする1950年代の職場演劇に着目した研究(3)がある。労働組合を基盤とする演劇サークルが運動の中心だった1950年代に対し、1960年代は地域に基盤をおく労働者劇団や市民劇団が運動の新たな担い手となった(4)。1960年代は演劇運動（労働者が社会の問題を扱った劇を創り、上演する活動）の「曲がり角」の時期である。ただしその具体的な変化についてはアングラ演劇や小劇場運動(5)を対象とした研究がある一方で、既存の（新劇系の）演劇運動の質的变化には分析が及んでいない。本報告は1960年代初頭の演劇運動の質的变化を具体的な上演活動に即して問うものである。

演劇運動では職場やサークルの問題を描いた戯曲が労働者の「身の丈」に合った戯曲として豊かな演技を可能とし、「職場を描け」という目標を掲げる観客（専門演劇人や労働者）の評価も高かった。逆に自分達の職場とは異なるテーマを描いた戯曲の上演は必ずしもそのような結果とはならなかった(6)。ただし、実際には職場やサークルの日常をテーマとした作品に加えて大阪の地域事情や同時代的な出来事を背景として在日朝鮮人、部落問題といった、自分たちの職場やサークルの「外」に目を向けた戯曲が執筆、上演された。1957年には大阪演劇教室研究会が部落問題を扱った『川向う』を、1960年には新生会が在日朝鮮人の帰

国事業を扱った『帰る国のある人々』を創作、上演している。

大阪演劇教室研究会は総評と大阪の演劇運動を指導していた大岡欽治が組んで1955年と1956年に実施された「演劇教室」参加者のうち、職場の演劇サークルがない人達が1957年に結成した演劇サークルである。『川向う』の執筆者の和田澄子（『川向う』執筆時は村田澄子）は学窓座（関西大学2部の学生演劇）の出身で小学校の教員として勤務しながら大阪演劇教室研究会に参加した。第二子誕生を機に教員を退職し、以後は劇団未来の作家として活動した。『川向う』は町村合併の問題が紛糾している大阪のある村の食料品店兼酒店を舞台とした戯曲で、第14回自立演劇発表会（1957年6月）と西宮の被差別部落で300人程の観客を集めた移動公演で上演された。『川向う』執筆の背景には、関西における被差別部落と部落解放運動、和田の2級上級の「Fちゃん」の失恋の背景としての部落問題、部落問題に関するサークル内の議論の3点があった。

大阪演劇教室研究会は1962年9月に地域演劇サークルとして活動していた現代座と合同して劇団未来を結成した。さらに1963年1月には新生会も劇団未来に合流した。劇団未来は第9回職場演劇祭（1962年11月）で『差別』を上演したのを皮切りに、バス労働者の労働問題を扱った『身検』（1965年、浜田紀男原作）、福祉行政をめぐる問題を扱った『だけどわたしのせいじゃない』（1966年）といった社会問題を扱った戯曲を上演した。結成当時の団員は31名で、ほとんどが20代の若者だった。劇団未来に当時参加した若手は演劇に興味があり、学生演劇などの経験はあったものの、1950年代から職場演劇で活動して来た人達とは問題意識や演劇に求めるものなどに差異があった。そうした中で茨木市の職員の森本景文が劇団の代表として若手を含めた団員を引っ張り、上演活動を指導した。また、劇団外からの政治的な介入に対して「盾」となって活動を守ってくれた。

『差別』は、大阪近郊として架空に設定された大浜市のある被差別部落を舞台とする戯曲である。そこでは畠山（市会議員、土建業者）が部落内にボスとして君臨し、同和行政などを通じて部落内の住宅建設を進めている。解放同盟大浜支部書記長の山口をはじめとする人々は、畠山による利権の独占や不正に立ち向かっていく。『差別』執筆の背景には『川向う』に対する批判や部落の人達との意見交換会の経験があり、同作は演劇活動を一時中断していた和田澄子が原点に帰って部落問題ととりくんだ作品である。『差別』は旗あげ公演に加えて「東京働くものの演劇の夕」（1963年6月）、帰阪後の報告公演（8月）、高槻（10月）、吹田（1964年2月）、西宮（5月）、西宮の高校（9月）で上演された。東京公演の前では人々が立ち上がる（問題が解決に向かう）様子を描くよりも解決の方向性は示されなくても演劇として面白いものを目ざすべきとの専門演劇人からの批判を受けて戯曲が大きく修正された。

『差別』の上演では部落差別を自分達労働者が生活の様々な面で受けている「不合理」や「資本主義的差別」と並ぶ差別と位置づけた。労働者が日々感じている不当な扱いと部落差別の問題を連想させることで戯曲に対する団員の理解や共感を得ようとした。東京公演の経験は東京の演劇運動の担い手との連帯感や労働者演劇としての自覚を感じさせた。また、地域移動公演では部落解放同盟、市職員組合、教職員組合といった演劇運動以外の社会運動団体との結びつきを作り上げた。公演活動は部落問題への理解を得る一助になり、サークル内の連帯感の形成や団員の主体形成に寄与した。筆者も芝居への態度を深化させていった。また、演劇が好きという理由で活動を始めた団員が現実を見つめ、上演の意義を認識するき

かけとなった。

ただし上演活動には様々な課題があった。まず、労働者が部落問題を扱った戯曲を演じるのは難しかった。活動当初では部落問題の内実を理解した上演は難しく、部落の人々に対する他者意識は配役への感情移入を妨げる要素となった。また、部落問題を扱った戯曲に対する共感を東京の観客から得るにはハードルがあった。機関紙上には声の小ささや稽古不足、アンサンブルが上手く取れなかったことや宣伝不足への反省が記載された。活動を続けても演劇の技術的な面は課題であり続けた。

1950年代後半～1960年代初頭の大阪の演劇運動では部落問題を扱った戯曲が執筆された。部落問題を扱った戯曲を上演した劇団未来や大阪演劇教室研究会は複数の職場の労働者が結成した演劇サークルや劇団だった。こうした演劇サークルや劇団の観客は職場の労働者や職場演劇発表会の観客だけでなく地域住民や部落の人々である。そうした観客を相手とする演劇サークルや劇団では地域的な課題をテーマとした戯曲も上演された。劇団結成の後押しや発表の場を提供したのは労働者の演劇運動であり、団員は上演活動を通じて労働者意識や連帯感を獲得していった。また、部落問題を扱った戯曲の上演は部落問題に取り組む団体との結びつきを作るなど、地域レベルでの社会運動の共闘関係を作る試みとなった。ただし部落問題を扱った戯曲に対して感情を込めた演技は（少なくとも当初は）難しかった。そうした中で労働現場での「不合理」や「資本主義的差別」という言葉を用いて部落問題と労働者の演劇を結びつけた。それは前者の差別を部落差別と重ね合わせることで、演技をめぐる難しさを少しでも解消する試みだった。

1960年代前半の地域に基盤をおく労働者劇団は一方に1950年代以来の演劇運動の人的関係や発表の場や理念を置きつつ、地域の課題を扱った戯曲を上演し、職場外の世界運動団体と結びつき、観客として獲得して行く形で活動を開始した。担い手たちは演劇運動を通じて社会問題への認識や団結感を深め、劇団は「組合活動の延長」や「仲よしサロン」から脱皮して「演劇集団としての志向」を強めていった。今後は劇団未来以外の1960年代後半の上演活動や他の地域の演劇運動との比較検討を進めて行きたい。

《注》

- (1) 例えば野宮大四郎編『社会運動と文化』ミネルヴァ書房、2002年。西城戸誠『抗いの条件：社会運動の文化的アプローチ』人文書院、2008年。
- (2) 例えば中川成美・村田裕和編『革命芸術プロレタリア文化運動』森和社、2019年。道場親信『下丸子文化集団とその時代：一九五〇年代サークル文化運動の光芒』みすず書房、2016年。宇野田尚哉・坪井秀人編『対抗文化史：冷戦期日本の表現と運動』大阪大学出版会、2021年。
- (3) 長島祐基「戦後大阪の演劇運動と労働者の主体形成：大阪府職演劇研究会を中心として」、『同時代史研究』第13号、2020年、pp.38～54。小川史『一九四〇年代素人演劇論：表現活動の教育的意義』春風社、2021年。須川渡『戦後日本のコミュニティ・シアター：特別でない「私たち」の演劇』春風社、2021年。長島祐基「産業別労働組合と演劇サークル：全損保大阪地協演劇部から劇団大阪へ」、『大原社会問題研究所雑誌』第762号、2022年、pp.54～68。

- (4) 大橋喜一・阿部文勇編『自立演劇運動』未来社、1975年。
(5) 後藤隆基編『小劇場運動とは何か』ひつじ書房、2022年。
(6) 前掲注3 長島論文、小川著書。

暴力の「後」を生きること

－元日本軍「慰安婦」裴奉奇のつづやきについて－

廣野量子（同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程）

ある暴力行為を被ったとき、その出来事の「後」を生きるとはどのようなものなのか。そもそも、その暴力の「後」という時間軸を設定することはたして可能だろうか。本報告では、いわゆる日本軍「慰安婦」（以下、「慰安婦」）だった裴奉奇について取り上げながら、裴の被った暴力とその「後」の生について「トラウマ」の概念を援用しながら考えることを試みた。トラウマが暗示される沈黙の領域が、翻って「後」を生き延びるための砦となったのではないかと考えた。なお、本稿における暴力は必ずしも「慰安婦」だった時期に受けた暴力だけに限定されない。

裴奉奇は1944年11月に朝鮮から沖縄の渡嘉敷島の「慰安所」に連れて行かれた。1945年8月24日に渡嘉敷島の武装解除がなされた後、裴は座間味捕虜収容所に移送され、その後は沖縄本島の屋嘉収容所、石川収容所へと移された。石川収容所を出た後は、沖縄本島北部から南部まで転々と歩き続け〔川田1987、山谷1979〕、結局最期まで朝鮮に戻ることもなく沖縄でその生涯を閉じた。

裴は聞き書きなどにおいて、戦後「神経痛」や「頭痛」に苦しめられたことを語っており、とくに戦後直後は移動に次ぐ移動を重ねていた裴は、「神経痛」に苦しめられて歩けなくなることもあったそうだ。それでも移動をし続けた、というよりも移動を続けるほかなかったように思われる。頼り先もなく、言葉も通じず、知らぬ間に自身の身分は不確かなものになっていく。裴にとっての暴力とはなんだったのか。その暴力の「後」が訪れることがあったのだろうか。

あえて本稿で裴奉奇という一人物に着目し、「トラウマ」概念を用いて暴力の「後」を考察しようとしたのは、下河辺美智子が指摘するように、「トラウマの本質は、現在苦しんでいる症状がどこから発しているかをつきとめられないことにあり、『あのことが原因で、今、苦しんでいる』と現在の状況を過去の出来事に結びつけたものはトラウマとは言わない」〔下河辺2006〕とするならば、必ずしも因果関係を結べるわけではない種々の暴力とその「後」について考えるとき、「トラウマ」という概念によってこそ迫れる領域があるのではないかと考えたからだ。

まず簡単にトラウマの概念とPTSDという疾患の歴史的成立過程を概観する。トラウマは「過去の出来事によって心が耐えられないほどの衝撃を受け、それが同じような恐怖や不快感をもたらし続け、現在まで影響を及ぼし続ける状態」であり、「なかば不可逆であって、言葉にならないようなもの」とされている〔宮地2013〕。だが、トラウマにかかわる大規模な研究や関心が寄せられたのは、まだ最近のことで1970年代のベトナム戦争後のことだ。ア

アメリカではベトナムからの帰還兵にかかわる社会問題が浮上したことに加え、帰還兵の抱える心理的な問題も注目されるようになった。こうした状況に対して、1970 年、「反戦ベトナム帰還兵組織 (Vietnam Veterans Against the War、VVAW)」はロバート・ジェイ・リフトンとハイム・シェタインという二人の精神科医の助言のもと、「おしゃべりグループ (rap group)」を組織し、帰還兵同士で戦地での体験や帰国後の問題を話し合い、聴き合った。

リフトンらは、政府の補償を獲得することや、裁判で疾患が考慮に入れられるといった「政治的」な目的の達成のためには、帰還兵の症状が公的に認められる必要があると考えた。当時の最新版『DSM-II』（1968 年、米国精神医学会『精神障害の診断と統計マニュアル』Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、以下、DSM）には戦地での外傷的体験に起因する精神症状を認める疾病単位が含まれていなかったため、リフトンらはその改訂版に「ベトナム後症候群」を追加することを目指し、結果的には他のエビデンスも踏まえたうえで、1980 年の『DSM-III』に史上初めて「外傷後ストレス障害 (Post-traumatic Stress Disorders、PTSD)」という新たなカテゴリーが加えられた〔高原 2018〕。一方、日本においては 1995 年の阪神・淡路大震災を経て、「トラウマ」や「PTSD」という用語が広まり、トラウマに関する文献も翻訳を含め、1995 年以降に急増した〔田中 2018〕。

時を同じくしてこの時期には「慰安婦」の裁判闘争が始まっていた。「慰安婦」被害者たちは実際に PTSD として医学的な診断が下されている場合もあれば、被害者たちの聞き取りや裁判支援活動をしていた人びとによって被害者の言動が PTSD の症状の一つとして理解されることもあった。実際に宋神道の裁判支援をしていた梁澄子は、ジュディス・L・ハーマンの『心的外傷と回復』を読み、宋の語りや行動を複雑性 PTSD と症状として受け止めたと記している〔梁 1997〕。

だが、PTSD の症状として過去の語りを読むことは、「慰安婦」として被った暴力を原因として、現在の症状を結果とみなす単線的な理解に陥ってしまわないだろうか。下河辺は「PTSD に「の後」(post-) という言葉が入っていること」から、この診断名自体に線形的時間軸、すなわち「前」＝過去を原因として、「後」＝現在に結果があるという因果関係が前提とされていることを指摘する〔下河辺 2006〕。ここで主張したいのは、PTSD という名称やその症状を否定することではない。だがその上で、「慰安婦」の語りにおける特定の言動を PTSD の症状として読み解するということは、PTSD という名称自体が「前／後」という時間感覚を前提としていることを示して、いる以上〔下河辺 2006〕、「慰安婦」だった経験を原因（前）とし、さまざまな言動（「症状」）を結果（後）とする因果関係を強化してしまうのではないだろうか。

ここで、裴の話に戻ろう。『赤瓦の家』と『沖縄のハルモニ』において何度も繰り返されるフレーズに「落ち着かない」と「あっち転々、こっち転々」がある。たとえば、次のような語りがある。

一番はじめは、もうどこへ行っても落ちつかんさね。あっちへ行って一晩、こっちへ行って三晩、よくおったのが一週間。もう歩きどうしさね。名護にも行く。屋慶名にも行く。歩きどおしだったよ。〔中略〕一か年はずーっと歩きどおしだった。どこに行っても落ち着かない、落ち着かんのよ〔川田 1987〕。

名護はどんなところかねって行ってみた。飲み屋に行っけ、使ってくれないか……（笑い）。それで入ったらね、客場にサービスしなさいって、客場に坐っておってね、居眠りする。それでもう夜明け通しね。そこで一晩泊まって、じゃ、ここにまたおちつかない。またどこかにいく……。もう嘉手納から読谷から、もう沖縄ずーっと歩いた。一カ年はずうっと。こんな飲み屋に入ったらね、おちつかないですよ〔山谷 1979〕。

戦後、裴は「落ち着かない」ことを理由に「あっち転々、こっち転々」してきた。川田が裴の繰り返される移動の理由を尋ねてみても、「言葉をつまらせ、苛立たしげに悲鳴をあげ」、「落ちつかん、落ちつかんのよ」と繰り返すだけだった。下河辺は「真のトラウマは、そのことについて考えることを避けさせ、言及することを抑圧する」と述べるが〔下河辺 2006〕、実際、「落ち着かない」、「あっち転々、こっち転々」する理由や具体的な内容は言明されていない。

井上は、北米で 1960 年代以降活発化した性暴力のトラウマ臨床の領域において、「語り出さないこと」自体に意味が付与され、逆説的に「語らされてしまう」という「沈黙の剥奪」という事態を明らかにした。井上は性暴力という事象はいかに沈黙を破るかという問いと結びついており、沈黙を強いる社会的政治的規範を変えていく重要性は強調しつつ、「沈黙を破り克服するという流れが、知らず知らずのうちに沈黙の居場所を侵食していないか」と問う。そしてトラウマ臨床において、「性暴力被害者」として語り出すことが「つねにすでに抑圧された存在として一方的に眼差されるポジションに入ることで」あるならば、逆に「語り出さないこと＝沈黙は、むしろ自分で自分を表現するポジションを他者に明け渡さない身振りである可能性もあるだろう」と主張する〔井上 2022〕。

井上の議論を踏襲するならば、裴の「落ち着かない」「あっち転々、こっち転々」は、それ以上語れない、考えられないトラウマとして過去の暴力を予感させるものであるが、結果として語られない＝沈黙は「自分で自分を表現するポジションを他者に明け渡さない身振り」と読むこともできる。裴にとってその沈黙の領域は生きのびるための砦として機能していたのではないか。あくまでも、症状の一つとして理解するのではなく、繰り返される表現に暗示される暴力の予感を読み解いていく作業が今後必要だと考える。また今後の課題として、「落ち着かない」と言って「あっち転々、こっち転々」としていた時期の沖縄の状況と合わせて裴の移動や上記の語りを考察していきたい。それは、「慰安婦」だった時期だけでない、輻輳的な暴力を理解するのに必要なはずだ。

《参考文献》

- 井上瞳「語る」と語り出すこと：性暴力とトラウマケアをめぐるアイデンティティに関する考察」、『ジェンダー研究』25 号、2022 年、pp.177～195
- 川田文子『赤瓦の家：朝鮮から来た従軍慰安婦』筑摩書房、1987 年
- 下河辺美智子『トラウマの声を聞く：共同体の記憶と歴史の未来』みすず書房、2006 年
- ジュディス・L・ハーマン『心的外傷と回復 増補新版』みすず書房、2023 年
- 高原耕平「研究倫理としてのアドボカシー・リサーチ：R.J. リフトンとラップ・グループ」、

『待兼山論叢 哲学篇』52号、2018年、pp.73~91

田中雅一「いま、トラウマを考える」、田中雅一・松嶋健『トラウマ研究Ⅰ　トラウマを生きる』京都大学学術出版会、2018年

宮地尚子『トラウマ』岩波書店〈岩波新書〉、2013年

山谷哲夫『沖縄のハルモニ〈大日本帝国売春史〉』晩聲社、1979年

梁澄子「元「慰安婦」にみる「複雑性 PTSD」：ジュディス・L・ハーマン著『心的外傷と回復』から」、『季刊戦争責任研究』17号、日本の戦争責任資料センター、1997年、pp.26~31

開拓地を開発する

－1950年代沖縄の農村開発構想の検討－

座間味希呼（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）

はじめに

本報告は、米軍統治期の1950年代に策定された、沖縄島北部農村の開発計画である「山地開発」計画がどのように形成されたのかを検討した。これまで政策として捉えられていなかった「山地開発」という出来事を、政治的な文脈に置きなおすことを通じて、基地開発と開拓移住との連関、農業開発事業の側面から考察した。報告者の関心は戦後の沖縄糖業史・農村社会史である。戦後のさとうきび生産は、60年代前半にピークを迎え、1964年には史上最高の生産量となり、戦後沖縄経済史において「さとうきびブーム」と呼ばれる重要な出来事である。この要因には、糖業政策といったマクロな政治経済的な要因に加え、山地の開墾（山地開発）も挙げられる〔中間 1979〕。ただし、山地の開墾が要因にあるとしても、それはさとうきびブームに収斂するためであったわけではない。報告者の狙いは、何がさとうきびブームを準備したのかという問いを通して、その歴史的な負荷と、背景にある1950年代から60年代の農村社会の変容を捉えることである。このような視点から山地開発の戦後史の再検討が必要となる。

『沖縄大百科事典』を紐解けば、「山地開発」は1950～60年代に行われた農地造成のこととされる。仲間勇栄は、山地開発（農地拡張）が行われた経緯について、パイン作やさとうきび作の急増という経済的要因から説明しており〔仲間 1984〕、森啓輔もこれを踏襲している〔森 2023〕。しかし、先行研究は、山地開発が政策としてあったことを見落としている。本報告では琉球政府の政策として「山地開発」を捉え、1950年代の山地開発の構想過程に焦点を当てた。また、計画の形成過程を明らかにするにあたり、政策立案者のみならず、開発地域の町村長らの働きかけにも注目して検討した。

1. 新基地建設と域内開拓移住

1945年4月のニミッツ布告の公布から米軍による軍政が始まり、翌46年には食糧不足問題を解決するため八重山諸島への移住が沖縄諮詢会において議論され始めた。47年4月には米穀生産土地開拓庁が設立され、戦災耕地の復旧と食糧増産が図られた。しかしながら、

講和条約が発効する 1952 年まで、住民の移動は制限されており、米軍政府は移住政策を行わなかった。この間に、町村間で住民の送り出し、受け入れが協議され、1951 年までに 493 戸、2、387 人が西表島や石垣島に移住した。

米国の反共政策の下、1953 年 4 月に沖縄島中南部や伊江島などで新基地建設が始まる。米国民政府（米軍側の統治機構）は立ち退かせた住民の移住先を確保する必要があり、そのためまず八重山諸島が候補地に挙がった。そして、立ち退き住民の移住計画及び地域開発計画は、1955 年の「経済振興第一次五カ年計画」によって具体化される。同計画の中で沖縄島北部地域も候補地として選定される。同計画書の「開発計画」には八重山地域と沖縄北部地域に開拓移住者を送ること、食糧を増産し、輸出作物を生産する地域にすること、農業開発に重点をおくことが書かれている。注意しなければいけないのは、この「開拓移住者」という言葉で示されているのは単なる移住者ではなく、米軍基地の拡張により立退きを迫られた人々であることだ。それは予算の裏付からも明らかである。1956 年 10 月に米国民政府令 160 号「琉球人でその土地を軍事上の目的に使用されている者の移住に関する資金の特別会計」が公布され、1957 年 12 月に「移住地開発法」が制定され、58 年 7 月に「開拓移住に関する規定」が公布された。1958 年度予算から布令 160 号に基いて米国経済援助のなかの「基地建設、全軍（Military Construction、Military）による移住資金」として計上されるようになる〔松田 1981、p.328〕。この移住資金が開拓移住および移住地開発の予算的裏付けとなっていた〔同、p.125〕。このように、沖縄経済振興の枠組みを採りながら、米軍基地建設と農業開発計画が結びけられていたのである。

本報告にとって特に重要な点は同計画の修正である。1958 年の 5 月に出された「経済振興第一次五ヶ年計画修正書」では、開発部門計画が修正され、「新たな未利用土地の資源の開発、いわゆる山地開発へ指向する」ことが挙げられている。つまり、局地的な山地への開拓移住ではなく、地域全体の総合開発へと重点がうつり、「山地開発」の方向に注力されるようになった。では、琉球政府は、山地開発という名の「未利用土地の資源の開発」をどのように行おうとしていたのだろうか？

2. 山地開発計画と琉球政府経済局

本章では山地開発計画の構想を練っていた琉球政府経済局の取り組みに焦点を当てる。沖縄島北部の大宜味村出身、琉球政府経済局農務課で勤務していた天野鉄夫（1912～85 年）の取り組みについて、沖縄県立図書館に所蔵されている天野の手紙（受信）を用いながら検討する。天野は沖縄県立農林学校の林学科を 1931 年に卒業後、いくつかの職を経て 1940 年に華北交通株式会社の蚕業試験場で林産課長を務めた。戦後は、沖縄群島政府農務部に勤め、農林業関係の仕事に従事した〔天野 1988〕。1952 年の琉球政府の発足にともない、経済局農産課特産係長兼課長代理に就任した天野は、戦前から交流のあった本土の植物学者に植物標品を送り旧交を温めていた。天野が、標本の送付などのやりとりを通じて、本土とのつながりを維持しようと努めていたことも推察される。

天野は 1957 年の 1 月から 4 月にかけて田中長三郎と手紙でやり取りしている。これは、琉球政府が田中を 1956 年の 12 月 17 日から 1 月 19 日まで、「琉球における植産資源開発指導助言のため」に招聘していたことが背景にあった。1957 年 2 月の手紙では、田中は琉

琉球政府経済局に提出する報告書の具体的な内容にふれ、土壌の改造、土壌の保全を第一に考えており、農業開発が中心であった。翌 58 年の 11 月にも田中は来沖し、米国民政府をはじめ、琉球立法院にも国土開発がどうあるべきかについて進言し、琉球政府に山地開発計画を提出している。11 月 18 日付『琉球新報』に掲載されている田中の構想を見ると、「資源総合開発の資源は、植産資源を忘れてはならないこと」と、植産資源を中心に据えた総合開発の視点を打ち出している。田中の視点は賀川豊彦の「立体農業」に由来していると思われる。田中は、台北帝大に勤めていた時から山地農業のあり方を「立体農業」として構想し、「立体農業と台湾」と題した論文を 1933 年に書いている。このことから、田中の山地開発構想は、台北帝大時代に台湾山地の開発に取り組もうとする中で培われた知見であったと推測できる。1930 年代には土壌浸食が世界的な問題であったことをふまえれば、田中の構想も当時の世界史的な状況と重なる〔水野 2020〕。

田中の構想は琉球政府に提出されたものの、1959 年 4 月に琉球政府経済局開拓課によって発行された『沖縄北部山地開発総合計画に関する報告書』の作成者は、日本政府建設省総合計画課の技官である西川喬と柿徳市であった。なぜ琉球政府公式の計画が田中ではなく、かれらによって書かれたのだろうか？

3. 北部振興会・北部開発期成会と五ヶ年計画

1950 年前後の北部地域からの人口流出を背景にして、1951 年に北部町村長会を中心にして北部振興会が結成された。北部振興会は 57 年 5 月に北部開発期成会へと改称し、北部開発計画を推進した。開発計画の策定にあたり、琉球政府経済局が全琉的に各地域の主要な町村のみに絞った調査方針であったのに対して、北部開発期成会は北部地域の全町村を調査するよう求めていった。その後、57 年 11 月になって経済局は「北部開発期成会が具体的な計画をもってすれば再検討する」と返答していた。1958 年 6 月に、北部開発期成会の大城亀助名護町長は、本土視察旅行に行った際、「建設省に伺候懇談致し〔中略〕建設省総合計画課西川喬氏と柿徳市氏両技官を沖縄に派遣される事に決定して居ります」と名護町議会で述べている。これらのことから推察するに、柿と西川の派遣は、北部開発期成会の度重なる政治折衝によって実現したと考えられる。この報告書との競合関係の中で、田中の案は埋もれていったと推測する。森〔森 2023〕が指摘するように、柿・西川の報告書が日本復帰後の北部の振興開発事業にも影響を与えていたとすれば、北部開発期成会の働きかけは北部開発の行方を左右した一つの分岐点だったのではないだろうか。

おわりに

本報告を通じて、50 年代前半の基地拡張と開拓移住政策、山地開発計画との結びつきが明らかになった。また、米軍統治期の沖縄の山地開発と、日本統治期の台湾の山地開発との連関が示唆された。北部開発期成会の動きからは、開拓移住地として構想された北部地域が、開発地域へと変わっていく回路もうかがえた。山地開発とは、私的な経営上の農地拡張という視点のみでは捉えきれない、政治的社会的状況の絡み合いのなかで生じた出来事だったといえよう。

《参考文献》

- 天野鉄夫「私の半生と研究」、『史料編集室紀要』第13号、沖縄県立図書館史料編集室、1988年、pp.2～26
- 来間泰男『沖縄の農業：歴史の中で考える』日本経済評論社、1979年
- 松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会、1981年
- 水野祥子『エコロジーの世紀と植民地科学者』名古屋大学出版会、2020年
- 森啓輔『沖縄山原／統治と抵抗：戦後北部東海岸をめぐる軍政・開発・社会運動』ナカニシヤ出版、2023年
- 仲間勇栄『沖縄林野制度利用史研究』ひるぎ社、1984年

2001年「新しい歴史教科書をつくる会」教科書の検定通過に関する日韓の反応

谷口綾美（南山大学大学院国際地域文化研究科博士後期課程）

2001年、「新しい歴史教科書をつくる会（以下、「つくる会」）」の編纂した中学校歴史教科書が教科書検定を通過したことは、国内外の大きな波紋を呼んだ。「つくる会」は従来の歴史教科書を「自虐史観」に基づいているとし、子どもたちが日本の歴史に誇りを持てる教育を目指して教科書を編纂した。その結果、太平洋戦争時の日本の、近隣諸国への侵略を美化している等の反発を受けた。

本発表では、「つくる会」の準備段階であった1996年から、検定を通過した2001年を経て、日韓両政府による「日韓歴史共同研究」の報告書が出される以前の2004年までの日本と韓国において、それぞれの政界、学界、新聞報道がどのような反応を示したか、分析を行った。また、「つくる会」の動きが、日本と韓国の歴史・教育分野の共同研究にどのような影響を与えたかについても明らかにした。

「つくる会」の教科書が検定を通過する前史として、同会による「従軍慰安婦」記述の削除を主張する動きが挙げられる。1997年に正式発足した「つくる会」は、文部大臣（当時）に対し、教科書の「従軍慰安婦」記述を削除するよう訴えている。

日本の政界は、この「従軍慰安婦」記述削除の要求には応じなかったが、「つくる会」教科書を検定合格させ、その後の韓国からの修正要求にもほとんど応じなかった。しかし、同会教科書の採択率が低かったため、日韓両国間での解決策として首脳会談や政府間の共同研究の設置に至ることができた。また韓国の政界については、当時の金大中政権の融和的な対日姿勢から、教科書問題に対する世論の高まりと、事態を重く見ない日本の対応に、徐々に態度を硬化していく様子が見てとれた。

次に、この時期の新聞報道では、『読売新聞』のみが「つくる会」に肯定的な論調であった。日本では、教科書記述の内容に加えて検定制度についての議論がなされ、透明性が求められた。国内外の教科書検定・採択関係者以外からの意見には「読売新聞」は否定的、「朝日新聞」は積極的な姿勢であった。韓国のメディアでは「つくる会」教科書は歴史を「歪曲」として批判された。国を跨いで、『朝日新聞』と『朝鮮日報』は日本経済の下降にも言及したという共通点もあった。

共同研究への影響として、「つくる会」教科書問題は、既存の共同研究の方向性を変えたり、新たに発足したりするきっかけともなっていたことが確認できた。その中でも「日韓歴史教科書シンポジウム」は、日本と韓国を行き来しながら、古代から現代までの日韓の歴史共同研究を行い、教材の出版に漕ぎつけた。日韓の研究者が共に研究を行うことで、一国の研究者だけで行うより情報も多く、視点も多様であった。

歴史教科書問題が起こることは好ましくないが、このような摩擦を乗り越える一つの手法として、共同研究という形で歴史対話が行われることで、相互理解を深めることができた。共同研究が国家間の歴史認識の差異を縮めるのに有効であることが広く認知され、外交問題の解決のためのみならず、平時からより良い関係を目指して行われることを期待したい。

江藤淳の「検閲影響論」と 1980 年代後半の言論空間

－日米経済摩擦と「閉された言語空間」をめぐる－

多谷洋平（立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程）

本報告では、文芸評論家・江藤淳（1932～99 年）が行った GHQ/SCAP の言論検閲政策をめぐる研究が、1980 年代後半の日本の言論空間で、どのように受け止められていたのかについて検討した。併せて、江藤の言論検閲研究に対する社会的な評価がいつ頃から変化していくのかに関しても予備的な考察を加えた。

まず、そもそも報告者が、なぜこのような研究を行っているのかについて説明した。今日の日本の保守言説では、GHQ 批判が展開されている。すなわち、そこで唱えられているのは、GHQ 占領期を「戦後日本の問題点の起源・原因としての占領統治」と捉え、「戦後」を克服すべき対象とする言説である。

報告者はこの点に関して、なぜ現代の保守（いわゆる反米保守）派は、GHQ や占領下に作られた諸制度を批判するのかという疑問を抱いている。換言すれば、GHQ と保守派（政財官界・知識人）は、「戦後」の設計・運営において協調・協力関係にあったのではないか、そうした占領統治の「協力者」の立場が、いつから「被害者」の立場に転嫁したのかという問題意識である。

本報告ではこの問いを考える上で、1980 年代後半の江藤淳の言説とメディア上での反応に注目した。理由としては、第一に『閉された言語空間』（1989 年刊）を始めとする占領期の言論検閲に関する江藤の著作群が、1980 年代を中心に発表され、議論を巻き起こしたことが挙げられる。また第二には、江藤がしばしば「GHQ「洗脳」工作」言説の産みの親と指摘されていることが挙げられる（例えば、東浩紀監修、市川真人・大澤聡・福嶋亮大『現代日本の批評 1975-2001』講談社、2017 年など）。

それでは、江藤による占領期の言論検閲をめぐる研究は、今日、どのような評価を受けているのか。まずこの点について確認した。メディア史研究の立場からは、江藤による占領期検閲研究について、その先駆性を認めながらも、今日の専門的観点からは、内容や方法に対して限界や誤謬、恣意性が指摘されている（例えば、山本武利『GHQ の検閲・諜報・宣伝工作』岩波書店〈岩波現代全書〉、2013 年など）。

また、評論家・東浩紀は、占領期の検閲をめぐる江藤の主張を挙げ、江藤が「ネトウヨ」という「私生児」の父であるとして、『閉された言語空間』の後世への影響力の大きさを指摘している（前掲『現代日本の批評』）。

以上の指摘を踏まえた上で本報告では、江藤の占領期言論検閲をめぐる研究が、同時代の言論空間でどのように見られていたのかを探った。特に本報告では、江藤の主張の中でも、現代日本の言論空間において、占領期の言論検閲の影響がいまだ続いているという議論を「検閲影響論」と名付けて焦点化し、占領期に対する社会的評価の変遷を追う上での指標とした。報告では、まず1980年代前半の段階において、江藤が「検閲影響論」の観点から文芸評論を展開していた点を確認した。

江藤は、文芸評論『自由と禁忌』（1984年刊）において、言語学者フェルディナン・ド・ソシュールの用語（ラング、パロール）を自己流に援用することで、「検閲影響論」の観点から現代日本文学を読み解くという試みを行っている。こうした「読み」については刊行時、多くの批判が寄せられた（例えば、ドイツ文学者・西尾幹二による書評「非政治的動機」、『新潮』81巻12号、1984年12月）など。本報告では、このように賛同・共感はしないものの、『自由と禁忌』の刊行によって、「検閲影響論」が文芸評論における江藤独自の方法論として、次第に認識されるようになったのではないかと指摘した。

続いて、文芸評論『昭和の文人』（1989年刊）に対する評価を『自由と禁忌』刊行時との反応の違いに着目して考えた。

『自由と禁忌』には批判的な論評も多く見られたのに対し、『昭和の文人』には概ね好意的な評価が多かった（例えば、川村湊「読書 昭和の文人 江藤淳著」、『朝日新聞』1989年9月10日朝刊など）。『昭和の文人』は必ずしも「検閲影響論」が前面に出てくるものではない。ただし同書には、批判もあるものの好意的な書評が多く見られ、江藤の文芸評論家としての「読み」に対して、当時一定の評価が与えられていた様子がうかがえる。

それでは本報告の焦点である江藤の検閲研究に対しては、この時期どのような評価がなされていたのか。江藤による「検閲研究の集大成」（『閉された言語空間』あとがき）である『閉された言語空間』（1989年刊）は、刊行時、論評らしきものはあまりなく、正面から取り上げて論じたのは、メディア史学者・有山輝雄ぐらいである（有山輝雄「江藤淳著『閉ざされた（ママ）言語空間：占領軍の検閲と戦後日本』」、『史学雑誌』99巻3号、1990年3月）。このように『閉された言語空間』は、刊行時の反応は必ずしも芳しいものではなかったのである。

以上を踏まえて注目すべきは、『昭和の文人』への多数の好意的な反応の存在である。本報告では、こうした江藤への好意的な評価には、江藤の著作を軸に戦後日米関係を論じた文芸評論家・加藤典洋のデビュー作『アメリカの影』（1985年刊）の影響があるのではないかと指摘した。つまり、占領期や憲法をめぐる江藤の問題提起＝「戦後」をどう捉えるかという問いの設定が、『アメリカの影』によって、より論証的に行われたことで、江藤の「検閲影響論」も支持・不支持は別として、文芸評論の一つの方法論と認識されたのではないかということである。

この点は、なぜ『閉された言語空間』が刊行当時、反応が薄かったのかという疑問への回答にもなると思われる。つまり同書に対する反応の希薄さは、あくまで江藤に求められてい

たのが文芸評論としての「読み」であって、「事実」に対する実証研究ではなかったことを表しているのではないだろうか。

以上の議論を整理すると、1980年代後半の日本の言論空間において、江藤の「検閲影響論」は、あくまで文芸評論の方法論（ネタ）として受け止められていたのであって、現実に対する生真面目な主張（ベタ）としては、およそ支持されてはいなかったのではないだろうか。

最後にこうした江藤の「検閲影響論」が、文芸評論における方法論としてではなく、戦後日本社会に対する政治的な分析として、1990年代以降に注目されるようになった要因について考えた。本報告では、この点に関して、いくつかの時代的要因を挙げた。以下では、そのうちの五つの要因を抜粋する。

第一に1990年代以降の経済不況の影響である。1980年代の経済的繁栄の下では、GHQの言論検閲政策によって自由な言論を奪われたという江藤の主張に、危機感を覚える必要がなかった。それが90年代の経済不況下、「構造改革」を迫られ、また中国経済が台頭するなど、日本の経済的衰退が指摘される中で、「戦後」の問題の起点としてのGHQ占領統治、言論検閲政策による「洗脳」という日本弱体化論への着目が次第に起こったのではないかということである。

第二に歴史問題の噴出が挙げられる。慰安婦をめぐる日韓の対立に象徴的なように、90年代は、歴史認識をめぐる諸外国との軋轢が政治問題化していった時期であった。日本政府は、河野官房長官談話（1993年）や村山総理大臣談話（1995年）などで歴史認識問題への対応を図ったが、こうした動きに対しては、保守派・右派から激しい反発を招くこととなった。こうした結果、「新しい歴史教科書をつくる会」（1997年結成）による「自虐史観」への批判の展開などが、問題の起点としてのGHQ占領統治という視点に対する注目を招いたのではないだろうか。

第三に「非業の死を遂げた」憂国の思想家・江藤淳というアイコンという点を挙げてもよいだろう。江藤は、1999年7月に自殺しているが、こうした「非業の死」が江藤の主張に対しても特別な意味付けを招いた可能性がある。

また第四には、日本社会における対米観の変化が挙げられる。1980年代は、日本の経済力がアメリカ経済を圧迫しているという構図がしばしば描かれ、当時の日米関係は、むしろ日本の方が「脅威」の存在として論じられていた。一方90年代に入ると、日米構造協議（1989～90年）やそれに続く『年次改革要望書』（1994～2009年）、さらに沖縄の基地問題などで、今度はアメリカが日本にとっての「脅威」として論じられる機会が増えた。こうした変化も、GHQの占領政策をめぐる江藤の主張に一定の注目が集まる要因になったのではないだろうか。

第五に1990年代以降の「非専門家」の存在が挙げられる。これは具体的には、パソコンの普及およびインターネットでの一般人の情報発信の増加などにより、言論空間への参加者の質に変化が生じた影響と言ってよいだろう。つまり、インターネットの登場で「論壇」という知識人による会員制・資格制の空間から、「ネット論壇」という自由参加型の空間へと言論活動の場が変化していったことで、非専門家の発言機会が増えていったということである。こうした非専門家の発言力が増したことが、科学的な根拠は乏しい「検閲影響論」への注目

を招いた可能性がある。

今後の研究では、時代の変化とともに、江藤の「検閲影響論」に対する評価がいかなる変容を遂げていくのかについて、研究をさらに精緻化し、順次、論文化してまいりたいと考えている。

1980年代中盤における梶村秀樹による「二重の課題」論の深化

－指紋押捺拒否運動からの触発－

大槻和也（大阪公立大学非常勤講師）

はじめに

本報告の問いは、梶村秀樹が1970年代中盤から考えていた在日朝鮮人史における「二重の課題」論という論点が、1980年からはじまる指紋押捺拒否運動への参加によってどのように深まっていったのかを探ることである。

先行研究である山本興正の博士論文『朝鮮と向きあった思想家・梶村秀樹：民衆と知識人とのありかたをめぐる』(2022年)は、第7章「在日朝鮮人の在留権と運動」において「二重の課題」論、「在日の統一」論をとりあげている。特に「在日の統一」論はこれまで言及されることのなかった論点であり、山本の研究は先駆的といえる。しかし、山本の研究は指紋押捺拒否運動に梶村が関わる中で「二重の課題」論、「在日の統一」論を実践的に深めていった側面を論じてはいない。本報告では二つの論が指紋押捺拒否運動とどのような往還関係をもつのかについて考察する。

1. 「二重の課題」論と「在日の統一」論

1-1. 「二重の課題」論

1979年8月の「解放後の在日朝鮮人運動」という講演で梶村秀樹は、解放後の在日朝鮮人運動は二重の課題を抱えていたとしている。第一に「朝鮮本国における民衆の運動と何らかの意味で一体になって、大きな意味で朝鮮の解放運動の一環を日本において担う」という課題である。第二に「日本での様々な差別・抑圧にさらされながら生活していく基本的な生活権を守るための、在日の生活と人権のための闘い」である。このような「二重の課題を同時に追求する」ということが、各段階・各時期ごとにどんなふうにかちんとかみあって進められてきたのか、が、在日朝鮮人運動を分析する際の基準だと述べている。この枠組みが初めて登場したのは1974年2月の論考である。

1-2. 「在日の統一」論

梶村は1978年12月に、朝鮮本国での統一運動と在日朝鮮人との関係性について論究している。梶村は、在日朝鮮人による朝鮮本国の統一運動への直接参与に対する制約とは対照的に、「在日朝鮮人が主役である領域」として統一運動における「在日の場での統一」の側面に着目している。それは「日本社会で在日朝鮮人として生きる」ことを妨げる共通の障壁との一つ一つの具体的闘いの蓄積からはじまる。具体的な障壁が「共通のものとしてあるか

ぎり」、在日朝鮮人がそれらに統一して立ち向かうことが可能だと梶村は考えている。そして在日の場での統一の経験を蓄積することが、「本国の統一問題のいかなる展開に対しても、即応していける基盤となる」と独自の意義を梶村は指摘している。梶村は「在日の場での統一への志向をはらむ底流」に、日本人として沿うべきだと指針を定めている。

在日朝鮮人運動の独自の可能性を提示した「在日の場での統一」論は、在日朝鮮人が朝鮮史を主体的に切り開き、創造していく可能性をもつことを示す議論である。

2. 「二重の課題」論の深化

2-1. 「二重の課題」の同時遂行：指紋押捺拒否運動における「在日の統一」の可能性

1985年1月の指紋押捺拒否千葉予定者会議の結成集会での梶村の発言からは、指紋押捺拒否予定者会議の運動が「在日」の中での、生活の中での統一を志向し、これを推進することが朝鮮人、日本人双方にとって重要だと考えていることが分かる。

指紋押捺拒否運動は個人の行動に端を発するが、在日朝鮮人に共通する生活権の獲得という統一した目標、既存の民族組織も含む様々なレベルでの在日朝鮮人による運動への参加という統一性を見出せる運動である。その意味で指紋押捺拒否運動は「在日の場での統一への志向」をもつ運動であり、在日の場での統一の経験を蓄積していく上で積極的可能性をはらむ運動であったと梶村は見ている。

2-2. 開かれた第三世界ナショナリズムとしての「民族への帰属意識」論

梶村は1985年夏に発表した論文「定住外国人としての在日朝鮮人」の中で、在日朝鮮人がもつ「民族への帰属意識」について論じている。

梶村は、在日朝鮮人が日本国家への帰属を否定するときにもつ観念は「全体としての民族への帰属意識」であり、それは「南北と在日等をひっくるめて苦難と闘う民衆との一体化の希求」と指摘する。そしてそうした希求を強めていくと「苦難を克服しようとする母国民衆の課業に主体的に参与していこうとする意識」に不可避免的に到達するといっている。朝鮮半島の民衆が取り組む課題への主体的参与、そして日本において朝鮮半島の民衆との一体化を目指す試行錯誤は、まさしく「二重の課題」の一つである朝鮮の解放運動の一環を担う試みと重なる。

梶村は民族論として、地域や言語、国籍の共通性ではなく、植民地支配という共通の歴史経験、そして朝鮮人として生きるという主体的意思と行動に積極的な価値を見出し、動態的な民族把握をしている。「民族への帰属意識」論も、日本社会において理解されづらい在日朝鮮人のこうした動態的側面を言語化したものといえる。

梶村が提示した「民族への帰属意識」論は、1990年代後半における徐京植の在日朝鮮人論とも共鳴する。さらに第三世界運動史を1920年代から書き起こしたヴィジヤイ・プラシャドの『褐色の世界史』によれば、反植民地主義的民族主義者は植民地支配を受けたという事実を共有していた。そして民族とは「植民地主義に対する闘争の歴史」と「公正をめざす政治目標」の二つから構成され、彼らは「他の反植民地闘争を戦う人々を同志とみなすような外側に開かれた視座」を重要視していたという。

反植民地主義の歴史と公正をめざす運動を民族の構成物と考え、かつ他の反植民地主義闘

争との連帯を志す、動態的かつ外延的な民族意識は排他主義、排外主義を封殺しうる。そしてこのような民族概念は「民族への帰属意識」論とも共鳴する。理由は南北朝鮮および全世界に離散する朝鮮人にとっての課題の中に、分断体制の克服も含め不可避免的に植民地主義との闘争が含まれるからである。

その意味で「民族への帰属意識」論は、朝鮮における開かれた第三世界ナショナリズム論と考えられ、第三世界ナショナリズム論を分断体制下の朝鮮の人民が切り開くべき具体的課題にかみくだいた表現だといえる。

2-3. 「日本人と変わらぬ生活実態」論＝定住性強調論への批判

「開かれた社会」論の立場から定住外国人の定住性を強調し指紋押捺への反対論を構築する論陣に対し、梶村は批判的立場をとった。

梶村はこうした反対論について、在日朝鮮人を日本社会におけるマイノリティないし少数民族と規定する立論に対し、「日本国家からみての等質性において一括することがしばしばであり、結果としてその等質性の範囲内に日本社会の側の課題も限定してしまう」という問題を指摘している。

そうした議論の一例として梶村が示したのが『法律時報』1985年4月号の特集「定住外国人の人権」の諸論考である。総じてこれらの諸論考では、定住外国人が日本社会で受ける制度的差別や劣等処遇に問題が限定され、定住外国人と本国との関係性、定住外国人がもつ外国人としての独自の思想・権利論が周縁化されている。

梶村が提唱する「国境をまたぐ生活圏」の観点から想定できる朝鮮人の権利は、朝鮮半島との自由往来の権利、朝鮮半島での参政権、日本での民族教育の権利などである。しかしどの権利も、定住外国人は「日本人と変わらぬ生活実態」であるという特質から考えるとその根拠を導き出せない。理由はこれらの権利が日本人と変わる生活実態から導き出される権利だからである。

その意味で定住性強調論は、「二重の課題」論における朝鮮の解放運動への参加という側面を捨象した上に成り立ち、さらに日本での生活権の範囲を切り縮める結果をもたらす可能性が高い。

2-4. 在日朝鮮人の同化に対する眼差しの深化

1986年1月に梶村が執筆した鑑定書は、指紋押捺を拒否したロン・藤好の裁判に提出した証拠資料である。鑑定書の論点はまず、極端なヘイトスピーチに限らない多様な現象形態をもつ日本民衆による同化思想にもとづいた無理解の行動を、日本国家が有利な与件として最大限利用している関係性を批判している点である。いわば日本民衆と日本国家との共犯的关系の暴露である。こうした状況を、在日朝鮮人に対する「無理解の包囲」と規定している。次に、民族教育の否定が植民地期から現代まで一貫しているという論点を詳細に説明している点である。そして、指紋問題を契機として、戦前から一貫する日本の同化政策全般を見直す構造論的構成となっている。

「二重の課題」論との関連では、日本での生活権に対し、日本国家と社会による同化の圧力にさらされず、包囲されない権利を措定できる。つまり、日本での生活権の中身を充実さ

せる機能をもつ。梶村が執筆した鑑定書は、指紋押捺拒否運動に触発され、指紋の問題と関連する同化の構造的暴力を克服すべき課題として提示した。

おわりに

指紋押捺拒否運動時の梶村の発言からは、「在日の統一」という目標に向けた具体的経験の蓄積の一つとしてこの運動を捉えていることが分かる。

また梶村が「民族への帰属意識」として論じた在日朝鮮人の意識は、「二重の課題」の一つである朝鮮の解放運動への参加と重なる部分がある。加えて「民族への帰属意識」論は、開かれた第三世界ナショナリズムとも共鳴する側面を見出せる。

さらに指紋制度に反対しつつも定住性を強調する立論を梶村が批判したことの意味を考察し、定住性強調論が「二重の課題」の両側面を切り縮める危険性を内包していることを明らかにした。

そして裁判に関わる中で梶村は指紋と同化の問題を接合させ考察をするようになった。日本国家と社会による同化の構造的暴力にさらされず、包囲されない権利を措定するとき、「二重の課題」の一つである日本で獲得すべき生活権の内容を拡大させることが可能であろう。

報告後にフロアから、「二重の課題」論誕生時における入管闘争や金嬉老裁判など他の社会運動経験が梶村に与えた影響、さらに指紋押捺拒否運動だけでなく同時代の複数の社会運動と「二重の課題」論との影響関係に関する質問がなされた。また議論の中で、戦後の朝鮮史研究の中では当然と考えられていた朝鮮半島とのつながりという論点が、在日朝鮮人定住化傾向の進展の中で当然視されなくなっていく研究状況が1980年代以降にあり、1990年代以降にその分裂が強まっていったと考えられる。そうした朝鮮史研究の状況変遷の中に梶村の議論を位置づけていくとより全体像を描きやすくなるのではないかという助言をいただいた。博士論文を今後書籍化する際に参考にして分析、加筆していきたい。重要な質問や助言をしていただき、この場を借りて感謝いたします。

空襲／空爆とその記憶の同時代史

空爆による無差別大量虐殺は、第一次世界大戦から本格的に始まり、第二次世界大戦を経て、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、コソボ紛争、アフガン・イラク戦争、シリア内戦、そして現在もなお続くロシアのウクライナ攻撃やイスラエルのガザ地区攻撃に至るまで、およそ 100 年以上にわたって連続している。

第一次世界大戦後に戦略爆撃を体系化したイタリアの将軍ジュリオ・ドゥーエは、空爆は「残虐な特性にもかかわらず流血が少ないので、高い立場から見れば従来の戦闘よりも人道的である」と述べて、無差別爆撃を正当化した。加害者研究においても、被害者との物理的・心理的距離は罪責感を麻痺させ、加害行為を容易にすることが指摘されているが、「高い立場」から爆撃を命令し、爆弾投下を可能にした 20 世紀以降の「空の戦争」は、爆撃の下で苦しむ無数の人々の視点を完全に欠落させることで行われてきた。1970 年代以降の空襲記録運動とその継承活動は、爆撃を受ける側の「空襲」の視点に立ち、こうした「高い立場」から攻撃を加える「空爆」を批判的に捉え返す営為であり、現在進行中の空爆の下で起きている現実と、今後長期にわたって続く破壊的な影響を人類につきつけている。

一方、これまでも度々指摘されてきたように、帝国主義の時代に誕生した飛行機が初めて戦争の兵器として利用されたのは、バルカン半島と北アフリカでの植民地戦争からであり、日本も 1930 年に植民地統治下の台湾で起きた霧社事件の際に、空爆による大規模な「鎮圧」作戦を行った。また、十五年戦争において日本は、アメリカによる無差別爆撃の被害を受ける前に、錦州や南京、重慶に無差別爆撃を行う加害国でもあった。さらに、連合国軍側の攻撃対象は、大日本帝国の植民地や東南アジア各地の日本軍の拠点、「満洲」の満鉄沿線の工場地帯に及んだ。それだけではなく、原爆が投下された広島・長崎と同様に、東京や大阪などの大都市には、戦時労働力として動員された植民地出身の人々が居住しており、多くの人々が空襲の被害を受けた。彼らの被害はこれまであまり語られてこなかったが、被害の実態調査や、「創氏改名」後の日本人名で慰霊碑に記録されてきた名前を本名に変更する取り組みなどが近年市民活動によって進められている。彼らがなぜそこにいたのかをふまえれば、「日本国民の被害」として均質化されがちな空襲経験を、植民地支配責任の観点から再度捉え直す必要があるだろう。

以上をふまえて、一人目の報告者である長志珠絵氏には、戦時下の「防空」の動員・管理の対象であった女性や植民地出身者について報告していただく。また二人目の千地健太氏には、東京大空襲戦災資料センターにおける朝鮮人被害者に関する展示の経緯について報告していただく。両報告を通じて、空爆／空襲論においては、顔も名前もない集合的な死者として、あるいは「庶民」「民衆」「日本人」として括られがちであった空襲言説をジェンダーと植民地主義の観点から再考する場となるであろう。また、コメンテーターは伊香俊哉氏と田中利幸氏に依頼した。

空襲／空爆の問題は、現在の日本社会とも無縁ではない。日本政府は植民地戦争や植民地支配に起因する空襲の被害者、中国への侵略戦争の際に行った爆撃の被害者に対する謝罪や

賠償を行っておらず、国内の空襲被害者についても、「戦争被害受忍論」を理由に補償を拒み続けている。また、朝鮮戦争・ベトナム戦争の際には、在日米軍基地は米軍機の出撃・補給基地として無差別爆撃に関わった。そして、現在進行中の空爆による無差別大量虐殺を止めることができていない。本シンポジウムが、20世紀初頭から現在まで続く、無差別大量虐殺とその不処罰の歴史に抗するための議論の場となることを期待したい。

<主要参考文献>

荒井信一『空爆の歴史—終わらない大量虐殺』岩波書店、2008年。

伊香俊哉『戦争はどう記憶されるのか 日中両国の共鳴と相剋』柏書房、2014年。

栗原俊雄『東京大空襲の戦後史』岩波書店、2022年。

長志珠絵『『防空』のジェンダー —戦前戦後における日本の空襲言説の変容と布置』『ジェンダー史学』11号、2005年。

長志珠絵「交差する植民地主義とジェンダー —歴史認識としての空襲」『日本思想史研究会会報』39号、2009年。

田中利幸『空の戦争史』講談社、2008年。

塚崎昌之『大阪空襲と朝鮮人そして強制連行』大阪空襲75年朝鮮人犠牲者追悼集会実行委員会、2022年。

林博史『朝鮮戦争 無差別爆撃の出撃基地・日本』高文研、2023年。

前田哲男『戦略爆撃の思想 —ゲルニカ、重慶、広島』凱風社、2006年。

大会報告「防空と銃後」の主旨をめぐって

長志珠絵（神戸大学）

1.

今日、歴史学が「空爆」を考える際の前提は、落とす側と落とされる側との非対称的な関係を解きほぐすことにある。文明と野蛮という二分法と連続性を持つ植民地主義は、眼下の「現地住民」に対する暴力、無差別殺戮を人種主義的なまなざしによって正当化してきた。「戦略爆撃」とは何か。空爆攻撃が人道的だとする転倒した論理を、落とす側に即して見出すことは驚くほどたやすい。帝国日本も最新化学兵器である毒ガス弾等の投下を 1930 年、霧社「事件」に対するジェノサイドで使用し、日中戦争以降での重慶爆撃に象徴される無差別大量虐殺を繰り返すなど、20 世紀の空爆国家としてその名を連ねる。しかし同時に着目すべきは、文明と野蛮、宗主国と植民地、戦場と銃後、戦闘員と民間人—といった近代の制度を通じて「作られた」境界線の維持や強化は、総力戦下ではなし崩し的に困難になる一方、それらの歴史的経緯は逆説的に、植民地主義に加え、性差の壁の溶解と上書きの往還の様を示す、という点だ。

本報告では 19 世紀の近代国民国家が創造した属性による境界をめぐって、総力戦下での新たな動員・管理体制としての「防空」体制・言説に着目することで、いかに揺れ動き、溶解するのか、その動態を明らかにすることを意図した。

上記のような視座に立つ際、空襲研究に関わって、先行研究・動向を再検討する論点は 2 点ある。1 つはナショナルな枠組みを前提としてきた空襲像の読み直しである。戦争〈で〉、〈誰に〉、〈何が〉起こったか。人の経験に意識を向けたこうした問いは同時に、誰の経験を公的記憶としてきたのか、この点への思考を伴う。

例えば 1970 年代に始点を持つ市民運動は、1990 年代以降での戦争責任論や特に植民地主義批判と内在的に論点を共有することが難しかった。総力戦下の本土大都市圏には植民地出身者の定住者の暮らしがあった、この言うまでもない事実は、防空体制を通じ、異なる文脈で記録化され、明らかにできる。さらに空襲記録運動は今日、米軍史料を用い、「鳥の目」への注目でも知られ、特に大都市への空襲では、投弾された爆弾の量や種類（それによって「何を」焼尽させようとしていたか明瞭になる）や着弾予定点—リトモザイクに着目するが、それは主に、ターゲットとなった空間—市民の居住空間への殺傷行為であったという論点に収斂しがちでもあった。しかし「鳥の目」による空襲エリア空間の、攻撃者による暴力的な設定は、戦後の自治体という枠組みから反射させ、切り取るのではなく、台湾や朝鮮半島沿岸も含めた大日本帝国とその広がりを実定する必要がある。また空襲研究は行政文書等、日本語の公文書や雑誌類の言説への関心も低い。これらはもっと活用される必要がある。

もう 1 つは、総力戦下の女性役割を「銃後」と捉えてきた女性史・ジェンダー研究の枠組みでも読み直される必要がある。「銃後」とはどこなのか？ 総力戦下の女性役割を認識としても具体例としても「銃後」に押し留めることは、前線と銃後が溶解する総力戦下の実態から解離している。とともに、戦後に起こるその境界線の引き直し、引き戻し（世界史的に女性性は「家庭に帰れ」「本来の」場所に居ることを求められた）に加担することになるのではな

いか。

2.

本報告は、上記の主題を明らかにするための「防空」研究という枠組みを用い、公文書や管轄省庁である内務省関連資料、雑誌等のほか、戦災日記等のエゴドキュメントをテキスト分析の対象とし、分析を進めた。

構成は—①「防空」「防空法」体制のローカリティ、②防空体制による包摂と排除、③軍事化の進捗と「銃後」の溶解、④射程としての「戦後」—引き直される「境界」・忘却—である。報告では時間の制約上、主に②③に焦点を当てた。

1937年5月に制定、日中戦争下、その施行が急がれた「防空法」は、軍事作戦としての空爆を想定し、地上の動員体制として制度化された。関東大震災以降の都市治安体制の維持管理という思想性を根底に持ち、内務省—警察管轄のもと、「国民」の管理・戦時動員体制として機能した。植民地にも適用された法体系であるとともに、軍人・軍属とは弁別された「民間人」に、「国」の防空業務を担わせる「民防空」として制度化された点に最大の特徴を持つ。法の元来の思想性としても、運用においてもその目的は国土防衛にあり、「人びと」や「社会」の安全保障を目的とするものではなかった。特に改正を重ねた防空法は、市井の人びとに「逃げるな火を消せ」を強い、消火活動を優先させたる法体制であったことが強調されるようになっている。

だがそこで、動員・管理の対象となる「人びと」は、19世紀型の「国民」に止まらず、むしろ排除されてきた性や民族性に焦点をあてる力学を持つ。日中戦争以前、満洲事変以降の段階ですでに、防空業務は二流国民としての女性、特に既婚女性の能動性が期待され、「家庭防空」は重要なキーワードであった。軍の積極的指導関与のもと、地域の官制婦人団体は啓蒙の対象となり、「銃後」役割としての「防空」業務とその言説が多く残されている。特に日中戦争以後、防空法施行後では、「防空」という名のもと、「国民」の線引きをずらし、組み込む動きは顕著である。防空業務とその記事は婦人団体雑誌に頻繁に掲載され、表紙も飾る。近代国民国家にとって、もっとも遠い他者であるはずの植民地女性に対してすら、防空業務マニュアルとして、植民地-朝鮮女性に向けたハングル文による防空関係の啓蒙書が出版されていた。本土の朝鮮の融和団体に対しては、防空演習業務が求められ、これもハングル記載が用いられた。植民地朝鮮で発行された新聞記事でもハングル表記による防空業務の記事の存在が知られる。防空業務は帝国版図の「国民」の外部に置かれていた人々の能動性を喚起する意味で、まさに総力戦下の戦時動員体制であった。

一方、行政による「防空」関係の公文書、記録のあり方で顕著な言説は、空爆の効果としての、戦争忌避や人心を攪乱する流言飛語への警戒と取締りの諸相である。台湾人、朝鮮人の動向が炙り出されるほか、中小都市空襲段階（1945.6～）の空爆後の「民心」調査では、被災者による政府・軍部批判、怨念の声が記録されている。本土の在日朝鮮人の空爆下での動向は特に注目された。防空言説をテキストとして読み解くことでうかがいあがる特徴は、国土を守る民防空の担い手に関する包摂と排除のありようである。

3.

では、「銃後」の溶解とは何か。3章ではより具体的な位相での、「銃後」の溶解の諸相をとりあげた。神戸エリアでの、中学生および高等女学校生の日記からは、国家と一体となった戦時下での記述のありように対し、戦後徐々に些細な日常、等身大の「私」が登場する変化の位相をたどることができる。

さらに、「銃後」とは何かを考える際、例えば防空監視哨のような、誰の指揮を仰ぐのか？アジア太平洋戦争最末期には、その管轄が警察から軍へ、民間なのか軍属なのか、グレーゾーン領域と化した対象の事例が注目される。軍の指揮下になればこれらの関係史料は焼却される可能性は高い。アジア太平洋戦争末期でそれらの任務は、女学校卒業という教育資格を持つ女性たちを教育資格として指名して動員し、軍事体制下でのケア業務をも求める一方、初めて実質的な訓練を施すものでもあった。一方戦後、彼女等は地域の監視哨として同窓会的な結びつきを持つものの、公的な戦争の記憶、動員の記憶からは不可視化された。こうした事例の積み重ねは、戦前日本では、連合国側や共産圏と異なり、女性兵士は想定されず、制度化されなかった—とのジェンダー研究のかつての理解は認識レベルに加え、実態としても、それらの線引きの現実の曖昧さを後追いするものである。

誰がどこまで防空業務を担うのか。その領域侵犯は顕著である。特に1943年での改正を受けては地域の婦人会に対し軍関係者は、「逃げて行かうなどといふことは認められません。諸子は、いざ空襲の場合には、持場持場、職場に応じて、われわれのいはゆる戦闘配置について、防空をやつて貰はなければならぬ」との講演を行い、アジア太平洋戦争末期になると、大日本婦人会機関紙『日本婦人』には、大日本憲法には兵役規定に性別は不在である、つまり女性の応召は可能である—との言説も登場した。

沖縄戦後、兵役法が改正され、国民義勇隊、国民義勇戦闘隊が配置される段階は、本土決戦が本格的に想定される段階である。女性を兵役対象としたこれらの法改正に加え、例えば防空監視哨は、青年団の男性層が応召され払底するとし、地域の女子青年団が担ううえ、銃撃による死者事例も登場しはじめる。1943.12 防空監視隊員服制（内務省訓令）は男女別の規定が存在していた。民防空の肥大化・業態の混在・越境の動きは、アジア太平洋戦争末期は顕著であったといえる。

4.

国民義勇隊・国民義勇戦闘隊については、これは日本での女性兵士の誕生ではないか、といった論点がすでに指摘されている。これに対し防空という枠組みに着目する本報告では、防空業務を重要な任務の柱としていた官製女性婦人団体—大日本婦人会が解散し、国民義勇隊に編入されていたこと、その際大日本婦人会が、「総力戦を戦ふために編成された一大軍隊・・男ではなくして大日本婦人の形作る軍隊」と特徴づけられていた点に注目した。防空は兵士役割に容易に接続する。一方、属性としての、作られた非対称性を持つ「性差」という枠組みも、その業態は軍か民間か？管轄は軍管区か警察—内務省か、あいまい領域を残すうえ、そもそも構造として境界侵犯であることは重視されるべきだろう。

このように、民防空（Civil Defense）としての「防空」体制・言説を通じてみたアジア太平洋戦争末期とは、19世紀型の「国民」枠の外部に置かれた対象が排除されるとともに、新たに動員・管理されることで、その境界線を容易にずらし、二流の戦闘員として期待され

ていく様である。

本報告では詳細に言及できなかったが、一度は一方的にずらされた性差という境界は戦後、特にポスト占領期を通じ、民間人死者と軍人・軍属との国家への奉仕という点での弁別、前者の不可視化が性差および民族差と絡まって前者は序列化が、後者は不可視化が制度として進められたことも改めて指摘しておきたい。

参考文献

長志珠絵「「防空」の帝国と本土「空襲」のあいだ―「防空」言説を再読する」『日本史研究』643、2016年3月

長志珠絵「「母」は銃後にいたのか？―総力戦下の女性兵士論と「防空」業務」三成美保他編『＜母＞を問う―母の比較文化史』神戸大学出版会、2021年

工藤洋三『日本の都市を焼き尽くせ！―都市焼夷空襲はどう計画され、どう実行されたか』工藤洋三、2015年

土田宏成『近代日本の「国民防空」体制』神田外国語大学出版会、2010年

東京大空襲における朝鮮人の空襲被害

―実態、証言、展示―

千地健太（東京大空襲・戦災資料センター学芸員）

東京大空襲・戦災資料センター（以下、センター）は、2007年、常設展示のなかに「東京大空襲と朝鮮人」コーナーを設置した。センターは2002年に開館したが、当初は朝鮮人の被災についての展示はなかった。金栄春（本人は千葉に疎開していたが、妹2人を東京大空襲で亡くす）は、2003年にセンターを見学したときに「在日同胞の被災事実や状況、資料などは何一つ見つけ出すことはできませんでした」と記している。その後、2006年3月に開催された「東京大空襲61周年朝鮮人犠牲者追悼シンポジウム」に早乙女勝元前館長が参加したことや、金栄春の批判が契機になって、コーナーが設置されたようだ。2020年6月公開の展示リニューアルでは、体験・証言を軸にしたパネルを追加するなどして拡充し、「朝鮮人の空襲被害」コーナーとなった。

「東京大空襲と朝鮮人」というテーマはどのようにして見出されてきたのだろうか。1970年代から空襲記録運動の中心人物の1人となる作家、早乙女勝元（1932年～2022年）は、そのデビュー作の自伝的小説『下街の故郷』（葦会、1952年）で、東京大空襲の直前、勝元少年が動員された「K鉄工場」で出会った朝鮮人徴用工の「朴さん」のことを描いている。その内容は、朴さんが子どもたちを助けてくれるやさしい「いい人」だったこと、工場で朝鮮人たちが差別を受けていること、東京大空襲で他の朝鮮人徴用工たちとともに朴さんが死んだこと、などであり、朴さんの死を聞いた時の気持ちとして、その死の不当性や責任を問うような描写がある。報告者から早乙女勝元へのインタビュー（2019年10月17日）では、朝鮮人の存在に目が向いた理由として、同級生に「金田くん」という朝鮮人の友達がいいたことを挙げていた。彼は貧困家庭で、自分も貧困家庭だったので親近感があったと述べて

いる。また、日本人労働者の朝鮮人への差別を目撃していて、自分も「人間並みの子ども」じゃなかったから痛切に心に響いた、と述べている。同じく弱い存在だったという共感があったようだ。早乙女勝元『東京大空襲』（岩波新書、1971年）では、日本人の証言を引いて、避難中に出会った朝鮮人の姿や、洲崎や石川島造船所の朝鮮人徴用工のこと、朝鮮人に助けられた人がいたことなどが記述されている。

また、空襲体験者であり、空襲記録運動にも携わった橋本代志子は、江東区白河在住の李仁洙（リインス）を取材して「李さんのオルゴール」（『燃える川』第5号、1974年）という文章を書いている。1918年に渡日し、関東大震災と東京大空襲を経験した李仁洙が、地域の空襲死者を慰霊するための戦災地蔵尊を建立したり、白河小学校や枝川の朝鮮学校に多額の寄付をするなどして地域に貢献したことを取り上げている。1971年、李仁洙は81才で妻の徳洙（トクス、当時80才）とともに朝鮮民主主義人民共和国へ帰国。その際には、白河学区連合町会主催の送別会が開かれ、東深川橋のたもとには帰国記念碑が立てられた。

1970年代に空襲記録運動が盛んになるが、その代表的な成果である『東京大空襲・戦災誌』（東京空襲を記録する会、1973年）に、朝鮮人自身が書いた体験記は収録されていない。朝鮮人の空襲体験が掘り起こされるようになるのは、1980年代に入ってからである。その動きのひとつは、韓国の民主化問題や朝鮮半島の統一問題を主なテーマとした日本語版旬刊紙であった『祖国統一新報』（1973年創刊、87年休刊）の連載である。1983年と85年に、主に東京で空襲を経験した在日朝鮮人を取材し、「在日同胞が語る 米軍の無差別爆撃」と題して体験記を連載した。連載冒頭の解説記事（1983年3月15日付）には、早乙女勝元と橋本代志子もコメントを寄せている。合計で27人の空襲体験が掲載された。これを、取材の中心であった記者の金日宇が1998年に『統一評論』に再録。さらに2005年以降、『東京大空襲・朝鮮人罹災の記録』に収録、新たな体験記（パート2に12人、パート3に8人）や論考などが加えられ、3冊が発行された。

一方、外国籍市民の指紋押捺問題などに取り組んでいた「朝鮮問題を学ぶ江東区民の会」が、1986年から「江東・在日朝鮮人の歴史を記録する運動」を行い、月刊誌『記録』（記録社）に、「枝川の歴史をつくった人びと—在日朝鮮人一世の証言から」を88年5月号から89年11月号まで、17回の連載を掲載している。取材者は日本人。連載は1994年に江東・在日朝鮮人の歴史を記録する会編『東京のコリアンタウン』にまとめられた（2004年に増補改訂版）。空襲のことだけを聞いているわけではないため、来日の経緯や戦時下の様子、戦後のこともわかる。センターの展示で取り上げている黄永祚、金一萬の体験は、金日宇の仕事と江東区民の仕事の両方に掲載されている。

研究としては、樋口雄一「在日朝鮮人戦災者239、320人」（『在日朝鮮人史研究』第4号、1979年6月、所収）があり、現在でも基礎資料となっている空襲被災者数についての史料や特高史料を使った先駆的な研究で、大都市のある府県での朝鮮人人口に対する被災率の高さ（東京で42%、大阪で26%）、その理由としての工場への強制連行、朝鮮人被災の記録の少なさ、空襲という危機的状況の中で朝鮮人を危険な存在とする見方の発生、戦災補償や援護の問題を指摘している。また、2007年以降、東京朝鮮人強制連行真相調査団などでつくる「東京大空襲朝鮮人犠牲者を追悼する会」が主催して「東京大空襲朝鮮人犠牲者追悼式」が挙行されているが、この動きと関連して、李一満が「東京大空襲と朝鮮人」（『戦争責任研

究』第53号、2006年秋季号、所収）を発表して研究の基礎となる資料を紹介し、論点を提示した。

当日の報告では、4人の朝鮮人の空襲体験・証言を軸にし、日本人の証言や資料も盛り込んだ展示パネル4枚を紹介し、その展示意図や狙いについて述べた。なぜ空襲下に朝鮮人がいたのか（日本の植民地支配と強制動員）、どんな体験をし、どんな被害があったのか、日本人の空襲被害・戦争体験との共通性と差異、といった点について述べたが、詳しくは、拙稿「朝鮮人の空襲被害」展示について」（『教育』2025年2月号）をご参照いただきたい。

次に取り上げたのは、東京大空襲当時（1945年3月）の朝鮮人人口と被災者数についてである。朝鮮銀行の調査によると、1935年の東京府の朝鮮人人口は5万3556人、1941年末は10万4156人とされる。なお、1935年当時の東京市内の朝鮮人人口分布を見ると、東京大空襲で被害の大きかった区はもともと朝鮮人人口が多い区だったことがわかる（東京市臨時国勢調査部『国勢調査附帯調査統計書昭和十年現在』1938年3月）。次に、1944年末で、9万7632人（「集団移入労務者数」5808人、「差引一般在住者数」91824人）という数字がある（「内地在住朝鮮人帰鮮希望者見込数 昭二〇.九.二五」、マイクロ資料、国会図書館所蔵）。これは内務省が把握していた数と考えられるが、『警視庁史 昭和前編』（警視庁史編さん委員会、非売品1962年）によると、「朝鮮人の移入労務者」は、「全国で約百万人を数え、東京都内には約一万人が配置された」とあり、上記の「集団移入労務者数」と開きがある。その背景には、徴用からの逃亡があるだろう。

東京で被災した朝鮮人は何人で、死亡した人は何人いたのだろうか。内務省が作成したと考えられる「内地在住朝鮮人戦災者概数」（マイクロ資料、国会図書館所蔵）によると、敗戦前後の東京都の「朝鮮人戦災者数」は4万1300人とされている。この資料では、東京の日本人も含めた「総戦災者数」を257万8150人としているが、『東京都戦災誌』（東京都、2005年）にある286万1882人（304万6197人という数字もある）と比べて少ない。報告者は、東京における朝鮮人被災者数は「少なくとも4万1300人」と考えている。東京大空襲は、罹災者約100万人、死者約10万人と推定されているが、この数字も検証した上で、朝鮮人死者数を推計していくのは今後の課題である。なお、塚崎昌之は、上記の「内地在住朝鮮人戦災者概数」に基づいて、大阪府全体の戦災者数に対する朝鮮人戦災者の割合を8.8%とすると（102万5036人：8万3900人）、大阪府全体の空襲死者が1万5000人に対して、朝鮮人空襲死者は1230人となると推計している（『大阪空襲と朝鮮人そして強制連行』大阪空襲75年朝鮮人犠牲者追悼会実行委員会、2022年）。同氏の研究は、大阪における朝鮮人強制連行、在日朝鮮人史の研究蓄積に基づいて、朝鮮人が動員されていた工場や集住地域の空襲被害、第1次～第8次大阪大空襲での被害を論じている。また、「戦後、なぜ日本人は朝鮮人被害者のことを語らなかったのか？」「戦後、なぜ朝鮮人は空襲被害のことを語らなかったのか／語れなかったのか？」という点にも言及している。

報告では、空襲下での日本人と朝鮮人の関係性についても触れ、治安当局が朝鮮人を取り締まりの対象としていたこと、関東大震災における虐殺事件を意識していたこと、朝鮮人を民間防空体制に組み込もうとし、朝鮮人側も戦時下の状況でこれに対応しようとしたことを指摘した。また、民間人の間に朝鮮人をスパイ視する考えがあり、それが『東京大空襲・戦災誌』に掲載された体験記にも表れていることを述べた。

最後に、なぜ「朝鮮人の空襲被害」か、という問いを立てた。東京大空襲で被害を受けた朝鮮人がいた、という事実を知ることだけでも意義があり、空襲被害における日本人と朝鮮人の共通性と差異・差別（日本による朝鮮植民地支配、戦時強制動員）の両方に目が向くように、センターの展示をつくったことを述べた。また、朝鮮人の空襲被害に注目することによって、空襲を、日本人の被害・悲劇としてだけ考えるという内向きに閉じた認識を乗り越える・開いていくことができるのではないかと述べた。さらに、東京大空襲への認識の中に、朝鮮人の被災をどのように位置づけていくか、という課題がある。朝鮮人空襲体験者を取材し、その体験を記録した金日宇は、私のインタビューに対して、「日本人の記録に朝鮮人がいない、朝鮮人の記録に日本人がいない」、日本人と朝鮮人が同じ空間にいたにもかかわらず「同じ歴史のなかに語られない」と述べ、「今でも、そもそもなぜ日本に朝鮮人がいるのか」という話になる。それは、日本人の歴史のなかに朝鮮人がいないからだ。それ〔日本人と朝鮮人の歴史が〕がひとつになった時に〔日本人と朝鮮人は〕正常な関係、普通の関係になれるんじゃないか」と語っていた。朝鮮人の空襲被害を明らかにし、伝えていくことには、このような意義があるのではないかと考えている。

〈全体会コメント〉

長志珠絵、千地健太 両氏の秀れた発表に触発されて私が考えたこと

田中利幸（歴史家）

1933年8月9日から11日の3日間にわたって、東京を中心とする関東地域で「関東防空大演習」と銘打った大々的な演習を実施したが、その真の目的は「防空」にではなく、国民の非常時意識を高めると同時に日本軍の「防衛力」を誇示することによって、国民の統制・支配を強化することにあつたものと推測される。

「関東防空大演習」では最新型高射機関銃のデモンストレーションも行われたが、その後の爆撃機の急速な大型化、飛行能力と爆弾搭載能力の発展などに伴い、爆撃機を撃ち落とすための高射砲の開発も進んだ。しかし、米軍が後年に大量に活用するようなる、1万2千メートルまで上昇できる爆撃機B29を撃ち落とすことができるような高射砲の開発を、日本軍は怠った。太平洋戦争開戦直前には、日本全土の防空兵力の合計は、高射砲458門、飛行機133機であつたが、南北に長くのびた日本の全国土を守るためには、高射砲の数も飛行機の数も、これでは全く不十分であつた。つまり、日本は、国民の生命・財産を守るための「防空戦略」を全く持たないまま、無謀な国家総力戦へと突っ込んでいった。戦争末期になってもほとんど「無防備状態」とも言えるこうした状況は、基本的には変わっていない。

日本は1937年に「防空法」を成立させたが、その実体は「防空演習法」と呼ぶべき内容のものであつた。つまり、この法律の実際の目的は、国民の生命・財産を敵の空爆から守ることではなく、国民（特に当時の国内人口の大部分を占めていた女性）を防空演習・訓練に総動員することによって統制・支配することにあつた。しかも、1941年の法律改正で、「退去の禁止」と「応急消火義務」が加えられることによって、原則として市民が「空襲避難」

することは認められなかった。すなわち、焼夷弾が降り注いでも「避難することは許されず、消火作業に奮闘せよ」という命令であった。海外戦闘地域の前線で兵士たちが玉砕を強いられたのと同様に、いわゆる「銃後」の日本国内においても、実は「防空」という名称で、この「玉砕」の思想が、戦闘地域のようにはっきり見えない形ではあるが、国民全員（特に女性）に強いられていたことを明確に認識しておく必要がある。

この玉砕の思想は、言うまでもなく天皇制イデオロギーを抜きにして議論することは不可能である。日本のファッショ化過程は、ナチスのようにワイマール体制下のデモクラシーの規範を破壊する形で進んだのではなく、それとは逆に、既存の天皇制支配体制のさらなる強化という形で進んだ。すなわち、イデオロギー的には、家父長制的家族制度を基礎とする郷土＝農村共同態への復帰、したがって、そうした共同態のイデオロギー的集合体としての「家族国家」観の異常なまでの強化、つまり天皇を全国民＝赤子の神がかり的な「父」と崇める「家族国家」への強烈な「里帰り」という形をとった。日本のファシズムは、この天皇を中心軸とする「幻想の共同性」に支えられて初めて拡大することが可能であった。

大政翼賛会の基礎単位であった「隣組制度」（ほぼ10戸の家族を1グループとする）を防空の基礎単位とも位置づけ、空襲時には町内の治安維持のために隣組防空群が警察や警防団に協力する体制を普段から整備しておくことが重視された。隣組の数は、1943年までに全国で120万に達したが、家族国家イデオロギーがこの「隣組」にまで当てはめられ、「隣組は一家」でなくてはならず、これこそが「皇国一家の基礎単位であり、八紘一宇の具体化のための第一歩」とであるとされた。こうして隣組は「家族国家」という国家イデオロギーの中に堅固に組み込まれ、隣組メンバーは全て「天皇の赤子」とであるとされた。しかし、通常「赤子」を守るのが父母であるのに対し、国民を「赤子」と見なす「天皇」と彼を取り巻く軍指導者や政治家は、実際には「赤子」の命を極端に軽視し、国家権力を掌握している自分たちのためにはいつでも犠牲にすることを厭わなかった。皮肉にも、本来は国民生命・財産を守るために設置されるべき「防空体制」の目的が、実は国家による「国民生命の軽視と犠牲」であった。この事実がまざまざと「防空法」と「隣組制度」に表れている。

天皇の「赤子」である国民の生命を軽視する最極端のケースが、敗戦間際になって「防空」の最前線へと送り込まれた「神風特攻隊」の若い6千名を超えるパイロットたちであった。天皇の戦争それ自体が、つまり降伏も捕虜も許さない天皇の軍隊そのものが、とてつもない狂気（非合理）の産物であったわけであり、世界にも稀な残忍な「特攻」自爆と同様に、「本土決戦」という、これまた狂気的な戦略そのものが、天皇の軍隊による戦争の論理の必然的な帰結なのである。

したがって、天皇制ファシズムにおける日本の総力戦体制確立の努力が、結局は、総力戦にとって最も重要な人的資源である将兵と市民の両方の「玉砕」＝自己破壊という極端な矛盾を産み出したのも当然の帰結であった。しかも、そのような総力戦体制の中に植民地であった朝鮮・台湾からの多くの市民が組み込まれて、日本人の自己破壊への道連れを強いられた。

日本の戦時中の空爆問題を議論するとき、日本の「防空体制」は、このような狂気（極端な非合理性）を最初から含んでいたということを私たちは忘れてはならない。

伊香は長志珠絵報告、千地健太報告に通底する問題として「戦争被害・記憶の可視化」という問題を設定できるのではないかとし、戦争被害についての「証言・歴史研究・展示」に関して、中国の事情などを紹介した。

戦争被害・記憶の可視化/不可視化という点については、まず中国・重慶のケースを紹介した。重慶は国民政府の戦時首都であったという歴史的な性格から、その被害が戦後長い間十分に顧みられることがなかった。これはいわば政治的配慮から不可視化されたケースともいえる。一方、今回千地氏が取り上げた朝鮮人の空襲被害や、日本の植民地・占領地とされていたところでの空襲被害については、日本人の視野から落ちていたといえる。これはいわば無意識に不可視化されてきたケースといえる。台湾空襲については台湾でも研究が始まったのは比較的近年のことで、洪致文「第二次世界大戦中の台湾への空襲」（『帝国と空襲—イギリス・台湾空襲を検証する』東京大空襲・戦災資料センター編、2011年）、張維斌『空襲福爾摩沙』（前衛出版社、2015年）などが発表されている。日本では新妻博子氏が『空襲通信』第20号と第22号に論稿を発表している。ただこれらの研究では、被害の実相・被害者の意識までは十分な分析が及んでいない状況といえる。

中国の空襲被害という点では、近年、吳光会氏が『侵華日軍無差別爆撃重大惨案研究』（江蘇人民出版社、2022年）で全体像を提示している。それによれば、非戦闘員を目標とした無差別爆撃は上海・北平・天津・重慶などの直轄市および23省で行なわれ、中国の防空総監部統計によれば1937年8月から1941年末までの空襲による死者は33万5934人、負傷者は42万6249人に上ったとされている。

中国における戦争記憶の集積は、私が以前調べた雲南省だと1980年代にヒアリングや史料調査が進み、それらが文史資料として公開されていった。他の省も同じような状態であったと考えている。重慶の空襲被害記憶という点では、戦後間もない1947年8月に重慶市消防人員殉難記念碑が中央公園に建立されていたが、その後爆撃に関する研究が着手されるのは1984年頃に共産党中央宣伝部が西南師範大学の地方史研究者に研究テーマの一つとして提起したことにまたねばならなかったようである。その後被害者・被害者遺族が被害者団体「重慶爆撃受害者連誼会」を2001年に立ち上げたが、翌年計画された重慶爆撃展覧会が日中共同声明30周年に配慮した共産党・重慶市によって開催を見送られるといった状況も生じた。2006年には被害者らが東京地裁で重慶大爆撃訴訟を提起し、日本軍の無差別爆撃の残虐性・非人道性を直接訴えるとともに、謝罪・賠償を求めた。第4次提訴にまで及んだ同訴訟は、2019年12月に最高裁での原告敗訴が確定した。

重慶爆撃が戦後長らく不可視化されていた象徴ともいえるのがドキュメンタリー映画『苦干』の喪失と発見である。1939年と1940年、アメリカ人カメラマンのレイ・スコットが中国の西南・西北地区でカラーフィルムによる記録映画を撮影した。全編約1時間20分の作品には、重慶旧市街地に対する無差別爆撃の様相や中国西部地区の民衆の状況が含まれている。本作品は1942年9月にアメリカでオスカー賞（アカデミー賞）の記録映画特別賞を

受賞したにもかかわらず、その後忘れ去られ、2010年に「再発見」がなされたのである。（現在ユーチューブで視聴可能である。なお映画の内容分析、背景については重慶大爆撃を語り継ぐ会編『カラー映画に撮られた重慶大楽劇—数奇な運命を辿った記録映画『苦干』の世界』〔2023年〕をご覧ください。）。

重慶爆撃について補足しておく、重慶爆撃は1939年から1941年で200回以上、日数にして百数十日に亘り爆撃が繰り返され、被害者数は死者約1万1000人、負傷者1万数千人に上った。東京大空襲と比較すると、回数の割に被害者数は少なかったが、それは日本側の爆撃力が米軍ほど圧倒的ではなかったこと、重慶側の防空体制・防空洞整備がそれなりの効果をもったためと考えられる。

中国にとって空襲被害は、日中戦争当時においては国際社会にアピールする最大の被害であった。そして中国国民政府は、戦時下に開始した日本の戦争犯罪調査で無差別爆撃を対象としていたが、戦後の戦犯裁判において実質的にその責任追及は実現しなかった。なおロンドンの連合国戦争犯罪委員会は、ヨーロッパでは連合国とドイツ間で無差別爆撃の応酬となったから、戦犯裁判では追及しないという方針をとった。

二人の報告および質疑等討論を聞いて、戦争被害の記憶や戦後補償にその地域における支配の重層性がどのように関係するののかという問いが浮かんできた。中国や東南アジアで支配的民族と従属的民族の間、あるいはジェンダー間で、記憶や補償にどのような差が生じていたのかといったことを、日本の側から調査していくことも必要なのではないかと考えさせられた。

〈大会参加記〉

同時代史学会 2024 年度大会参加記

服部輝久（都留文科大学大学院）

2024 年度同時代史学会年次大会の全体会にて、「空襲/空爆とその記憶の同時代史」をテーマに長志珠絵氏、千地健太氏による報告と田中利幸氏、伊香俊哉氏のコメントを中心に、非常に有意義な議論がなされた。本大会の趣旨は、空爆による無差別大量殺人について、その被害と加害の両面を論じることから、集合的に括られる死者を再考するとともに現代まで続く無差別大量虐殺とその不処罰の歴史に抗するための議論を活発化させることにある。

長氏による「防空と銃後」は、「空爆」「空襲」について戦時中の日本での研究や法律などから政府や軍、宮内省などによる「国民」の線引きの変化を紐解くとともに、「国民」の外部に位置付けられた在日朝鮮人などの残した史料から防空言説や銃後の市民運動を民衆の目線から捉えなおすことで「空襲の被害が忘れられることへの抗議」を映し出すものであった。

千地氏による「東京大空襲における朝鮮人の空襲被害—実態、証言、展示—」は、自身が学芸員として展示に携わっている、東京大空襲・戦災資料センターにおける「朝鮮人の空襲被害」展示にて展示されているパネルなどをもとに、空襲被害に遭った朝鮮人の事例を個別に示すことで、東京における少数者であった朝鮮人の置かれた状況や日本人との関係性を明

示するとともに「朝鮮人の空襲被害」を展示することや事実を知ることの意義を検討するものであった。

コメンテーターである田中氏は、両報告について当時の史料の多さと分析の細かさを高く評価するとともに、自身の視点を付け加える形で論議を展開した。関東防空大演習の目的は国民の非常時意識を高めると同時に日本軍の防衛力を誇示することによって国民の統制意識を強化することにあった、という推察に端を発し、日本軍の防空体制にみられた驕りやその目的の変化をもとに戦時中の情勢をふり返るとともに、空襲が日本人の被害・悲劇としてだけ考えるという内向きに閉じた認識になった要因として天皇制ファシズム下での総力戦体制の実情と天皇の戦争責任が問われなかったという日本民主主義の歪みにあるという認識を述べ、日本の空爆問題の非合理性を忘れてはならないと訴えかけた。また、空爆被害者に含まれる朝鮮人の割合の高さや総力戦体制に含まれる女性の動員について解説することで両報告を補強した。さらに、2016年のオバマ米大統領の訪問について、人類全体を被害者とすることでアメリカの責任を回避し、韓国人被曝者代表が呼ばれず疎外された点を批判し、空爆の問題についての認識が現代においても不十分であることを紹介した。

同じくコメンテーターである伊香氏は、両報告の詳細さと専門性の高さについて言及するとともに、自身の研究成果をもとに時代背景や実情を述べた。両報告の共通点の一つに戦争の被害や記憶がどのように可視化または不可視化されたかという点があるとし、戦後中国の戦争被害の事例として、重慶が戦時中に戦時埠頭とされており戦後は国民党の街であるというイメージをもっていたために取り上げられにくい状況にあったことを紹介した。実際に被害を受けた人の実相の分析は技術的な面からも難しいという実情を述べるとともに、東南アジアへの日本の爆撃等に対象を広げることは可能であると提言した。

全体討論では、報告者によるコメントへの応答をはじめ、参加者からの質問も含めて多くの論点から議論が展開された。紙面の都合上そのすべてについての言及は差し控えるが、報告者やコメンテーターによる質問は極めて専門性が高い故か、特に議論が盛り上がったように感じる。長氏の応答は、防空が最初から玉碎の思想にあったという点、無差別爆撃を忘却する流れがあったという点を再認識するものであり、千地氏の応答は、空襲被害者への保障運動に際して朝鮮人等の位置付け、中国をはじめとした他国での被害者のあり方を認識する必要があるとするものであった。また、参加者による多角的な質問とその応答から、戦後に朝鮮インテリが語らない点、在日朝鮮人の語り手に男性が多い点から、展示の限界や聞く側の工夫での対応といった視点も示された。

戦後80年を迎える現在において、戦後歴史学のなかで注目される機会に恵まれない（理論的抽象化の埒外に置かれる）少数派である女性や在日朝鮮人等の置かれた状況について個別具体的に検討することで少数者の歴史研究に取り組む必要性が再認識された。なかでも、個別の事例をもとに当時の制度や思想といった社会全体の事項を多く示しだしたことが本大会の特筆すべき点であろう。日記に代表される個人の史料を取り上げる研究手法は、著者の主観に囚われるリスク、戦後フランス哲学でも提示されている生命の偶然性に囚われるリスクを含んでいる。史料に書かれた内容の正確性や記録を残した者のもつ社会的地位および特性の偏り、史料の検閲などの展示の難しさを留意したうえで展示をはじめとした研究の必要性を現代社会に訴えかけるなかで、本大会の成果は非常に大きい。

最後に、筆者の感想を述べるとともに筆者の研究対象である社会保障制度と関連づけて本大会を改めて検討したい。社会保障制度には経済的地位の低い者の生活を保障するという目的が含まれており、差別に苦しむ少数者を含めた保障がなされるべきであることは自明であろう。しかし、社会保障制度の決定には「多数派の専制」たりうる民主主義による決定であるという面は無視できない。特に在日朝鮮人は日本での政治参加の機会に乏しいため、彼らによる権利の主張ができなかったという面を含めて、当時の生活水準の現状、空襲被害者の「その後」についての検討も含めた議論が必要であると感じた。また、40年代および50年代の日本の社会保障制度はそのほとんどが自治体単位で策定され実施されていたという点を踏まえて、地域ごとの空襲被害の実情などを検討すべきであると感じた。この点に関しては長氏によって戦中の在日朝鮮人がさまざまな地域を移動していたと示されたことも注目すべきだろう。

筆者は午前中の自由論題報告から参加し、興味深い報告やコメントに多く触れ、当時の社会を克明に映し出す歴史研究の醍醐味を改めて感じる事ができた。年齢や立場を問わない諸意見は、その多様さが報告の専門性や具体性を引き出しているように感じた。本大会から月日は経ったが、本大会の報告やコメントをはじめとした多くの意見に触れたことは決して色褪せない貴重な経験として筆者に残っている。筆者の修士論文執筆への刺激となった点も、本大会の結果の一つかもしれない。

同時代史 2024 年度大会・参加記

中森柚子（広島大学大学院）

2024年12月7日（土）、駒沢大学 駒沢キャンパス 3号館にて、「空襲／空爆とその記憶の同時代史」というテーマのもと2024年度大会が行われた。神戸大学の長志珠絵氏と東京大空襲・戦災資料センター学芸員の千地健太氏が報告を行い、歴史家の田中利幸氏、都留文科大学の伊香俊哉氏がそれぞれコメントを付された。

筆者は、主に日本占領期における戦災孤児・浮浪児の歴史を研究する中で、彼らが敗戦後の日本社会の混乱の象徴とされていたことを知った。一方で、空襲や原爆の記憶が語られる際には、「戦争の純粋な被害者」である子どもに平和への願いを託す語りが頻出することに疑問を感じてきた。このような子どもを用いた語りは、本大会の趣旨文の言葉を借りると、「日本国民の被害」として均質化された語りのうちの一特徴と考えられる。被害の語りを軸に形成されてきた戦争記憶の「継承」のための言説空間が、一体何を捨象してきたのか。このような問題意識を抱いていたため、空襲／空爆の歴史をジェンダーと植民地主義の観点と交差させながら問い直す本大会のテーマには、強く惹かれるものがあった。

戦時中に女性が担った「銃後」は、戦時下の統制の中で儉約しながら生活をし、戦地の夫を待つ健気で家庭的なイメージとして一般化しているように思う。一方、長氏は報告を通して、「防空思想」の浸透と実践のもとで、神戸防空監視本部員を命じられた女性は左胸に徽章をつけて任務にあたるなど、前線と銃後の境界線が大きく揺れ動くさまを明らかにした。さらに氏は、在日朝鮮人女性も防空監視業務に従事していたことから、防空体制の強化が「国

民」の境界を拡大させたことを指摘した。しかし、敗戦後は「軍属」の定義が拡大される一方で、空襲の民間人被害者は女性ジェンダー化され、補償の対象から外されてしまう。加えて、1969年に防空監視隊員は戦傷病者戦没者遺族等援護法において「準軍属」として援護対象となったものの、日本国籍を持たない者の除外の規定は一貫して維持された。そのため、防空業務にあたった在日朝鮮人女性を含む旧植民地出身者への補償は一切なされなかったことが指摘された。

以上の長氏の報告に対して、フロアから「其の外貌に醜痕を残したる女子」に対して「扶助金を与えるとする『防空従事者扶助令』と、防空業務の肥大化に伴う女性ジェンダー役割からの逸脱とをどのように考えるべきか」という質問があった。これに対して氏は、同時代に男性も容貌の問題はあるといった批判も出ていたとしたうえで、むしろこの条文が「女性が防空体制に動員されていたことの根拠」として捉えられる点を指摘した。さらに、敗戦後、軍属や準軍属といったカテゴリーがどのように定義されるとしても、標準モデルは健常者男性であり、それを前提に女性をどのように扱うかが規定されるという「性差に基づく壁」は強固に存在していたと述べた。銃後を護る女性や旧植民地出身者たちは前線で戦う兵士である男子には決してなることはできない。しかし、彼女たちを限りなく兵士に近づけ動員する装置として、つまり、常に「国民」を目指すことを自然に強いる仕組みとして防空思想は機能していたという点は、非常に興味深かった。

千地健太氏からは、「東京大空襲における朝鮮人の空襲被害—実態、証言、展示—」というタイトルで、東京大空襲戦災資料センターの展示において、朝鮮人の被害がどのように扱われてきたのか、また2020年の展示の際に内容をどのように変化させたのかについて報告がなされた。展示は日本人の初学者を想定しながら、実際の朝鮮人の人々の経験や語りに即して作成されている点が特徴的であった。氏の報告では、日本人と朝鮮人が同じ空間にいたにもかかわらず、同じ歴史の中で語られてこなかったことが指摘された。在日朝鮮人の空襲被害について収集された貴重な証言と、これまで語られてこなかった背景について学ぶことのできる展示に感銘を受けると同時に、日本人社会がそれほどまでに朝鮮人被害者に向き合っていないこと自体に無意識の植民地主義的な暴力が内包されていることを強く感じた。たとえば、空襲記録運動の先駆者である早乙女勝元でさえも『東京大空襲』（1971）において朝鮮人の苦難を描きつつも、彼が朝鮮人空襲体験者に直接取材したことはないことが示された点は印象的であった。報告では、朝鮮人の多くが帰国を選んだことや、戦後も続く差別や抑圧によって固く口が閉ざされてきたとの説明がなされた。筆者としては、敗戦後の生活空間や平和運動などの中で、在日朝鮮人を含む旧植民地出身者と日本人がなぜそれほどまでに出会い損ねていたのかという点について考えることの重要性を改めて認識した。また、長氏から千地氏へ質問があったように、在日朝鮮人による証言が男性に偏りがある背景についても、今後より深く検討する必要があると考える。

以上2つの報告を受けて、コメンテーターの田中利幸氏は、広島原爆に関する今日の言説が、日本人被爆者の被害者としての立場を特権化し政治的に用いていることを例に挙げながら、空襲被害を日本人だけのものとして閉じ込めず、韓国人・朝鮮人・中国人の被害について語ることで開いていく必要性を強調した。また、伊香俊哉氏は重慶爆撃を例に、無差別爆撃を軍事裁判の場で追及しないことで、連合国と枢軸国が空爆という加害と空襲による被害

を等閑に付す共犯関係にあったことを強く指摘した。

以上を踏まえて、今大会は長氏が指摘する防空体制におけるジェンダーの揺らぎのリアリティや、千地氏が展示で取り扱ったような朝鮮人をはじめとする旧植民地出身者による被害の語りがますます周縁化・不可視化されていくことについて再考を促し、空襲／空爆についての語りが日本人の被害の物語に単純化されることに抗うものであったと考える。現在もなお続く無差別大量虐殺と植民地主義的な抑圧構造の維持という現状に対して、筆者は自身の研究をもってどのように対峙し得るのかということについて今後とも考え続けていく決意を新たにし、本稿の結びとする。

【編集後記】

今号は年次研究大会報告号で、自由論題報告要旨 9 本と全体会の研究報告要旨 2 本、コメント 2 本に加えて大会参加記 2 本を掲載した。自由論題のエントリー数は昨年とほぼ同様で、コロナによって生じた変動はほぼ平常化したとみてよさそうである。全体会も議論が盛り上がり活況を呈した大会の様子を今号の各記事から読み取っていただけることだろう。

さてこの間、コメをはじめとする食料品価格の高騰が止まらない。コメの小売価格は 2025 年 2 月時点の昨年同月比で 2 倍近くの値上がりとなっており、その原因をめぐっては様々な議論がなされている。その一つは農水省の見解にあるように、生産部門ではなく流通部門における各事業者の在庫増（当初農水省は投機的買い付けとみていた）が需給バランスを大きく崩している、というものである。そうした事態への対策として農水省は備蓄米の市場放出を決定したが、米価高騰の原因が流通部門のみにあるのであればその対策に一定の期待をすることはできる。しかし別の原因を指摘する声もある。それはそもそも生産部門においてコメの生産量が不足しているのではないかというものであり、それには 2024 年産米の作況について農水省が過大評価をしているという見方や、猛暑の影響を受けた 2023 年産米の不足を 2024 年産米の先食いで凌いだ影響が出ているという見方などがある。

直近の事態を直接説明しようとするそのような見方を一旦突き放して長いスパンでこの事態を見渡してみるならば、やはり減反という供給統制を通じて政策的にコメ需給を逼迫させることにより米価を高値で維持し続けようとした戦後農政のあり方、そしてそのような方法で農業者や地方農村部を統合し続けようとした戦後日本における国民統合の構造が問われることになる。また考察の射程をもう少し長くとってみるならば、コメ不足や米価高騰が統治の危機をもたらした敗戦直後や大正期あるいは幕末期の事例を参照することもできるし、さらには移民送出や植民地米の移入を不可欠の一環とするに至った近代日本の経済構造が想起される必要もある。つまり歴史的視点からは、現在進行中の米価高騰は国家の統合と支配の問題に結び付く重大な事態だということが見えてくるのである。

そしてより長期的なスパンで、あるいは世界的な視野でこの事態を考察するならば、「戦争の種としての穀物」という論点を直視せざるを得ない。ネルソン『穀物の世界史』（山岡由美訳、日本経済新聞出版、2023 年）によると、帝政ロシアが今日のウクライナ地域を手中に収めその肥沃な土地で増産した小麦をヨーロッパ市場に向けて積み出す港として発展したのがオデーサ、つまり 2022 年の侵攻初期にロシア軍が集中爆撃した港湾都市なのだという。かつてロシアの穀物覇権の拠点であった港が今日ではウクライナの小麦輸出港として同国経済および世界の穀物流通の枢要地となっていることに着目するならば、この戦争の背景のひとつとして穀物をめぐる覇権争いという性格を読み取ることができる。今日の日本は小麦流通量の約 9 割を輸入に依存しており、すでに穀物覇権争いの大きな影響を被る条件下にある。そのうえコメすら満足に自給できないとなると、国際関係における自律的意思決定の余地はなおさら小さくなる。穀物生産力の保持というのは日々の生活の問題であると同時に、国際紛争から距離をとる手段でもあるのだ。

そうした視点から今日の日本におけるコメ小売価格の高騰とその背景にあるコメ生産量の低落傾向をとらえるならば、中長期的にとるべき対策の方向はおのずと見えてくるはずだ。

（中村一成）

同時代史学会 News Letter 第 45 号

発行日：2025 年 4 月 15 日

連絡先：〒402-8555 山梨県都留市田原 3-8-1

公立大学法人都留文科大学教養学部比較文化学科 菊池信輝 気付

電子メール： info@doujidaishi.org